ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015 12 DECEMBER

金融による社会的問題への取組み

●EUにおけるマイクロクレジットの動向

●韓国におけるクレジットユニオン運動の展開

●農協による地方の生活インフラ維持

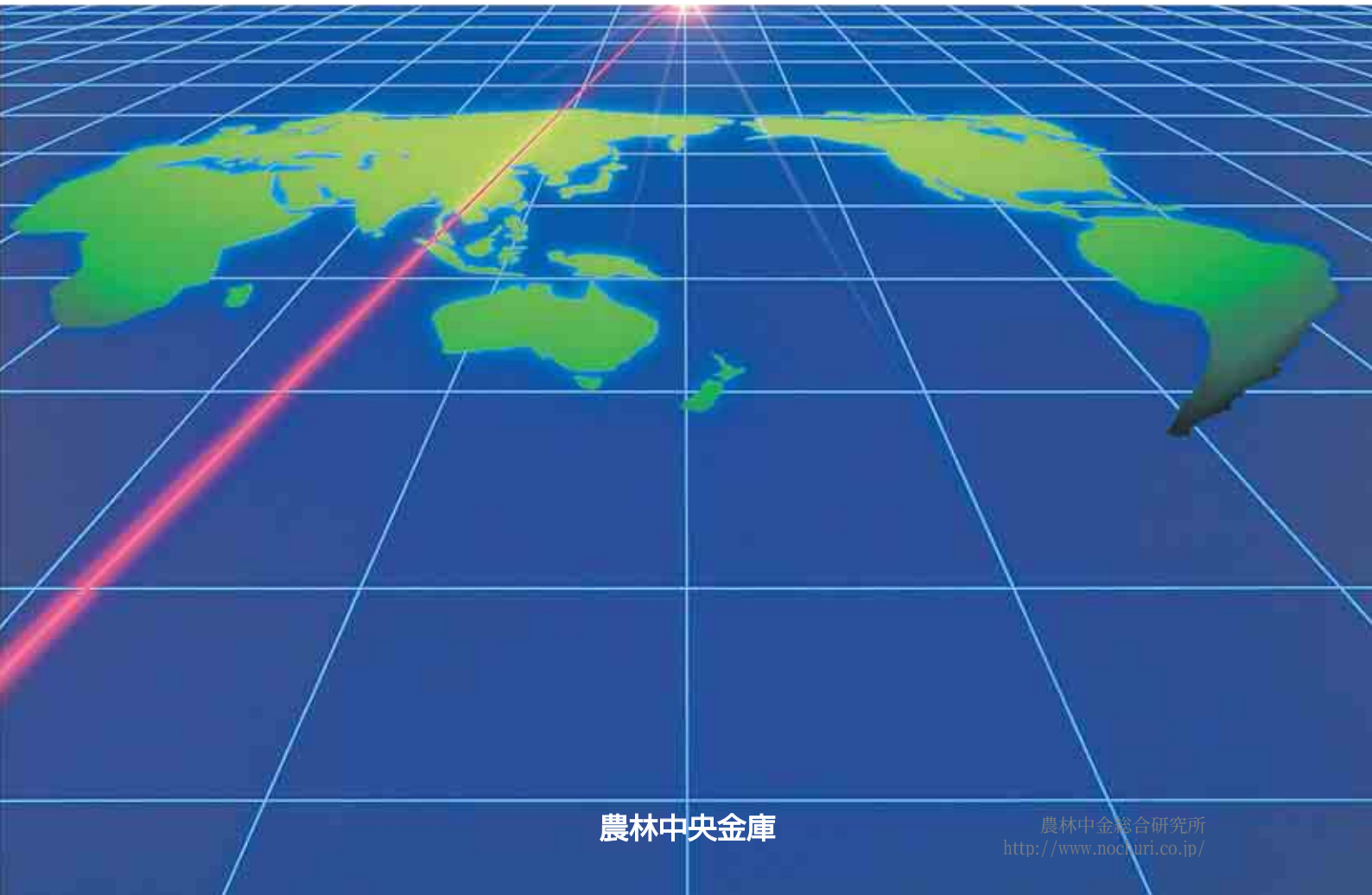

農林中央金庫

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

社会的包摂のための金融

本年10月，中国小額信貸連盟（中国マイクロファイナンス協会）代表団が，日本の農村金融についての調査研究のため当社を訪問のうえ，農村現場にも足を運び農協信用事業の歴史と現状を学んだ。中国においては，日本の高度成長期における金融と同様に商業銀行は鉱工業等大企業への資金供給を優先し，農村における金融の円滑化は必ずしもうまく進んでいない。だから，日本の経験を知り，参考にしたいというのである。

日本と中国の農村金融を比べると，確かに日本の制度が参考になる部分がある。

まずは，金融周辺インフラの整備。自然災害リスクを回避するための農業共済制度，農業が内包する経営の脆弱性リスクを補完する農業信用保証保険制度の確立，収益性の低さに起因する投下資本回収長期化に対応した政策金融の充実（日本政策金融公庫農林水産事業部による長期低利資金供給等）などがあげられる。

つぎに，農協系統信用事業の存在。総合農協における営農指導・販売購買事業と信用事業の連携は農業金融の円滑化に大きく寄与しており，中国の研究者からの評価につながっている。このような制度を基礎にして，日本の農村金融は健全性を確保しながら資金ニーズに対応してきた。

一方で，格差の拡大，貧困率の上昇，ワーキングプアなど，経済・社会の変質によって生じる新たな弱者の潜在的金融ニーズへの対応について金融機関全体として体制が準備されているかというと，心許ない。

国税庁が９月に公表した2014年分民間給与実態統計調査によれば，年間の民間平均給与は415万円にとどまり，男女別内訳では男性514万円（うち正規532万円，非正規222万円），女性272万円（うち正規359万円，非正規147万円）である。

また，厚生労働省が公表している「『非正規雇用』の現状と課題」によれば，14年の雇用者数5,240万人のうち非正規雇用者が1,962万人を占める。そのうち，正社員として働く機会がなく，非正規雇用で働いている者（不本意非正規）は331万人である。

さらに，厚生労働省による国民生活基礎調査によれば，12年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円であり，「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は16.1%，「子どもの貧困率」（17歳以下）は16.3%であり年々増加している。

個人向けローンの定型化は資金対応の迅速性と健全性の視点で欠かせないが，その基準を満たさない者の個別の事情にまでは手が届かない。金融はすべての課題を解決できる手段ではないが，わが国でも経済的弱者に対する金融のあり方，社会的包摂に寄与する金融のあり方をあらためて検討すべき局面にあるのではないか。

本誌掲載の重頭「EUにおけるマイクロクレジットの動向」は，現代における社会的排除の壁を打ち破る手段としての金融の可能性を示している。古江「韓国におけるクレジットユニオン運動の展開」と併せ，ぜひ一読願いたい。

（（株）農林中金総合研究所　常任顧問　岡山信夫・おかやま　のぶお**）**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第68巻　第12号〈通巻838号〉

目　次

今月のテーマ

金融による社会的問題への取組み

今月の窓

社会的包摂のための金融

（株）農林中金総合研究所 常任顧問　岡山信夫

マイクロクレジットへのEUの支援策と新しい取組事例

EUにおけるマイクロクレジットの動向

重頭ユカリ ―― 2

韓国におけるクレジットユニオン運動の展開

古江晋也 ―― 17

金融移動店舗車および診療所

農協による地方の生活インフラ維持

一瀬裕一郎 ―― 32

談話室

コーポレート・ガバナンス問題は
社外取締役制度で解決できるか

早稲田大学 政治経済学術院 名誉教授　藪下史郎 ―― 30

統計資料 ―― 46

＜第68巻総目次＞巻末添付

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

EUにおけるマイクロクレジットの動向

──マイクロクレジットへのEUの支援策と新しい取組事例──

主席研究員　重頭ユカリ

〔要　　旨〕

EUでは，深刻な失業問題への対応策として，経済的に困難な状況にある人が自営業に就労したり，零細企業を立ち上げたりするために，各種の支援を行いながら少額の資金貸付を行うマイクロクレジットが注目されている。マイクロクレジットは，EUで重要な役割を果たしている零細企業の設立を促進するという経済的な側面，および移民や若者といった労働市場から排除されがちな人を社会に包摂するという社会的な側面から期待されている。

そして，マイクロクレジットへの支援は政策としての費用対効果が高いということが判明するにつれ，EUレベルでマイクロクレジットに焦点をあてた支援策がとられるようになった。マイクロクレジットの供与を行う機関では，そうした支援を活用しながら貸付だけにとどまらず，特に失業率の高い若者を対象とした起業講座の開設や，フランチャイズ事業での就業支援など，雇用創出のための新しい取組みを進めている。

目　次

はじめに
1　EUにおけるマイクロクレジットの概況
(1)　マイクロクレジットとは
(2)　マイクロクレジットに取り組む機関の概況
(3)　銀行とMFIの連携
(4)　国別の概況
2　EU全体のマイクロクレジット支援策
(1)　イニシアティブ文書の提案
(2)　MFIへの技術的支援プログラム「JASMINE」
(3)　MFIに融資，保証を行うプログラム「プログレス・マイクロファイナンス」
(4)　後継プログラム「EaSI」（雇用と社会革新プログラム）
3　MFIの実例
(1)　フランスのアディ
(2)　ベルギーのマイクロスタート
4　日本への示唆

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

はじめに

EUにおける失業率は経済危機の影響により上昇し，2007年の7.2％から14年には10.2％となった。25歳未満の若年層の失業率は特に高く，14年には22.2％となった。こうした失業問題への対応策の１つとして，EUでは経済的に困難な状況にある人が自営業を始めたり零細企業(注1)を立ち上げたりすることを振興しており，それに必要な少額の資金貸付を行うマイクロクレジットに対する支援も行っている。

本稿ではEUにおけるマイクロクレジットの概況と，EUレベルでの支援策，そしてマイクロクレジットの供与を行う機関の最近の取組状況についてまとめたい。

（注１）EUの定義では，零細（マイクロ）企業は従業員数10人未満，年間売上200万ユーロまたは総資産額200万ユーロ以下，小企業は従業員数50人未満，年間売上1,000万ユーロまたは総資産額1,000万ユーロ以下である。

１　EUにおけるマイクロクレジットの概況

(1)　マイクロクレジットとは

マイクロファイナンスとは，貸付だけでなく預金や決済，保険なども含むより幅広い概念であり，マイクロクレジットはそうした金融サービスのうちの貸付をさす用語と考えられている（Adie（2008）p.62）。つまり，厳密にはマイクロクレジットはマイクロファイナンスの一部ということになるが，貸付が先行して発展してきたため，両者を区別せずに使っていることも多い。EUの多くの文書では，マイクロクレジットのみを供与している機関についてもマイクロファイナンス機関（Micro-finance Institutions，以下「MFI」という）と呼んでおり，本稿もそれにならう。

欧州委員会は07年に政策文書「成長と雇用の支援におけるマイクロクレジット発展のための欧州イニシアティブ」（A European Initiative for the development of micro-credit in support of growth and employment，以下「イニシアティブ文書」という）を発出した。

同文書は，マイクロクレジットについて以下のように述べている。マイクロクレジットの対象は，零細企業や自営業を新たに始める人，銀行借入等の資金調達手段を利用できない社会的に排除された人々である。その目的は，収入を生み雇用を創出する活動や零細企業の設立・拡大に対応すること，なかでも初期投資や運転資金への資金ニーズに応えることである。通常，貸付額は25,000ユーロを超えることはない(注2)。特に零細企業の立ち上げ段階において，助言や全般的な事業支援を通じて，借り手の能力をよりよく把握し，借り手と密接な関係を築くことを含め，貸付の際に多くの労力をかけるのが特徴である（イニシアティブ文書（2007）p.12）。

最後の点について補足すると，MFIは，自営業に就いたり零細企業を立ち上げたりする人に対して，貸付前に事業計画の策定や公的機関等から受けられる支援やサービ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

スについて助言をしたり，貸付後も一定期間，法務や税務等に関して支援を行ったりすることが多い。そうした支援により事業の持続性を高め，貸付の返済が滞らないようにするというのが，欧州のマイクロクレジットの一般的なスキームである。

マイクロクレジットは，経済的側面および社会的側面の２つから注目されている。経済的側面とは，零細企業の設立による雇用創出機能である。EUでは，従業員数10人未満の零細企業が企業総数（2,180万社，2010年）の９割，雇用者総数の３割を占める(注3)。しかもこの比率はわずかずつではあるが高まっており，零細企業の重要度は増している。また，イニシアティブ文書は，欧州では自営業者は労働力人口の16％に過ぎないが，45％の人々は雇われるのではなく自営での仕事を希望していると述べている（イニシアティブ文書（2007）p.3）。そうした自営業就労を望む人や零細企業の設立を希望する人向けに，資金供給を行うマイクロクレジットを促進することによって，EU経済を活性化しようとしているのである。

一方，社会的側面としては，マイクロクレジットの借り手には，移民や若者といった労働市場から排除されがちな人が多いことから，これらの人々の自立を支援することによって社会的な包摂を達成することが期待されている。

（注２）EUでは，マイクロクレジットは，自営業または零細企業の発展を支援するための25,000ユーロ以下の貸付またはリースと定義されている（Bruhn-Leon（2012）p.6）。

（注３）ユーロスタットによる。2010年当時の加盟国27か国の非金融業のデータ。

（2） マイクロクレジットに取り組む機関の概況

マイクロクレジットの供与を行う組織についての公的な統計はないが，欧州マイクロファイナンス・ネットワーク（以下「EMN」という）がアンケート調査に基づき，概況を報告している。EMNは，フランスのMFIアディ，イギリスのシンクタンクNEF，ドイツでリサーチとコンサルティングを行うEvers & Jungが，欧州委員会やフランスの預金供託公庫の支援を得て03年に設立した組織であり，会員を代表してマイクロファイナンス振興のための活動を行っている。

12-13年版のレポートによれば，EMNが調査のためにコンタクトしたのは447機関であり，うち24か国150機関が調査に回答した(注4)。コンタクトできていない機関の存在も考慮すると，EMNは，欧州にはマイクロクレジットの供与を行う機関が500～700存在すると推定している。一般的には，銀行以外の，マイクロクレジットの供与を専門に行う機関をマイクロファイナンス機関（MFI）と呼ぶことが多いが，国内法制の制限等により直接貸付を行っていない機関も含めることもあるとみられる。EMNの調査でもそうしたケースがあり，その例については，国別の概況で触れることとしたい。

調査に回答した組織のタイプとしては，ノンバンクやNGO，財団が多かった（第１図）。どのようなタイプの組織がマイクロクレジットの供与を行っているかは，当該国の金融法制も影響し，国によって違いがあることが多い。またレポートでは，過去

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第１図　マイクロクレジットの供与を行う機関の組織形態（n=150）

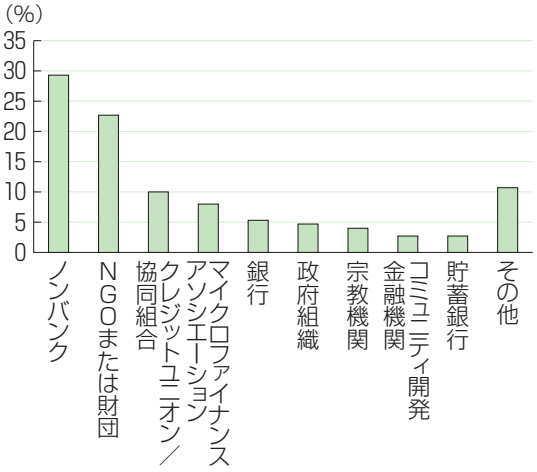

資料　Bending et al.(2014)

の調査に比べるとノンバンクの比率が高まったが，もとはNGOなど他の形態をとっていた組織が，成長してノンバンクに転換した可能性があることを指摘している。

調査に回答した150機関のうち貸出件数等を回答した20か国122機関は，13年に総額15億2,800万ユーロの新規貸付を行い，前年の13億400万ユーロから17.2％増加した。10年から４年分のデータを回答している14か国35機関の動向をみると，新規実行額は３年連続で増加しており，また，１件あたりの貸付額も10年の4,398ユーロから13年には5,437ユーロに増加した。

本稿で国別の概況とMFIの紹介をした６か国について，貸付総額に占める各カテゴリー該当者への貸付額の割合をみたのが第１表である。この表からは，借り手の属性は各国での差が大きいことが分かり，おそらく一国内でも各機関でかなり差があると想定される。

（注４） EU加盟28か国で調査に回答していないのは，キプロス，チェコ，デンマーク，エストニア，フィンランド，ルクセンブルク，スロバキア，スロベニア，スウェーデンの９か国。うちチェコとルクセンブルクはMFIの活動が確認されておらず，その他の国のMFIにはコンタクトしたものの調査への回答がなかった。非EU加盟国で調査に回答したのは，ボスニア・ヘルツェゴビナ，リヒテンシュタイン，マケドニア，スイスの４か国。

（3）　銀行とMFIの連携

ノンバンクやNGO，財団は，預金の受け入れを行うことができず，貸付を行うための資金源がないため，銀行と連携して業務を行うことが多い。

MFIと銀行の連携内容としては，貸付を行うための原資を銀行が融通するというのが一番多い。そのほか，MFIは，銀行が貸

第１表　マイクロクレジットの貸付総額に占める各カテゴリー該当者への貸付額の割合（主要国）

（単位　機関，％）

	貸付総額を回答した機関数	貸付総額に占める各カテゴリー該当者の割合					
		農村居住者	失業者	女性	移民	若者	銀行を利用できない人
ベルギー	5	0	49	40	61	11	73
フランス	7	17	83	39	10	20	65
ドイツ	21	18	14	27	22	5	39
イタリア	17	7	27	25	25	12	57
ポーランド	12	46	6	30	0	5	0
スペイン	5	2	30	18	23	5	25

資料　第1図に同じ
（注）　複数カテゴリーに該当する場合は，複数カウントしている。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

付を行う場合のスクリーニングやモニタリングを行ったり，貸付先が事業を発展させるための支援を行う。他方，銀行はMFIに対して出資，助成金を拠出，業務のためのインフラを提供，銀行の代表者がMFIの理事会に参加といったかたちでも連携を行っている（Cozarenceo（2015）pp.7-8）。

欧州の銀行のなかには金融危機で大きな打撃を受けたところもあり，その影響でMFIへの資金供給が困難になるケースも生じた。特にスペインでは，MFIと連携し傘下の財団を通じてマイクロクレジットを供与していた貯蓄銀行が金融危機の影響を大きく受けたため，そのあおりを受けたMFIもあった。そのほか，銀行から借入ができなくなったリスクの高い顧客からMFIに対する資金需要が増大する一方で，MFIの既往貸付の貸倒れのリスクが高まるといった状況も生じた。

(4) 国別の概況

Kraemer-Eisほか（2009）によれば，欧州においては，貸付を行う組織の特徴，貸付の対象者，貸付額の規模といった面で，西欧と中東欧のマイクロクレジットの市場には大きな差がある。中東欧諸国では，ベルリンの壁の崩壊後の混乱した時代に，起業部門の発展や民営化，外国銀行の市場参入といった経済開発の手段として，マイクロクレジットが急速に発展した。主要な機関は，90年代から活動を行っており歴史がある。一般に，MFIの規模は大きく，収益水準も高い。貸付の対象は，失業者など経済的に不利な立場にある人向けというよりは，零細な起業家に対するものが中心である。一方で，西欧諸国では，マイクロクレジットは失業者等の社会的包摂に焦点をあてていることが多く，MFIの収益性は低い（Kraemer-Eis et al.（2009）pp.6-13）。

第2図　マイクロクレジットの供与を行う機関の数

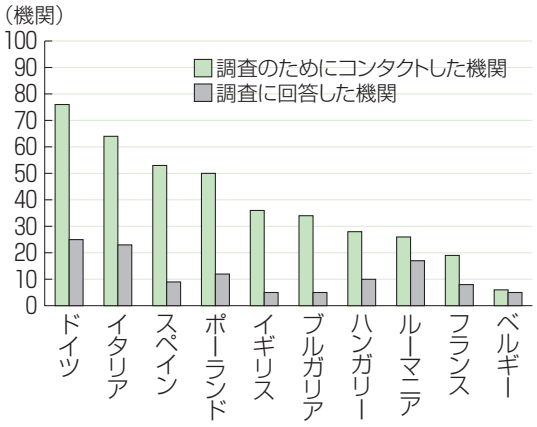

資料　第1図に同じ
（注）　EU加盟国のみ。

第２図は，12-13年版のEMNレポートにおいて，調査のためにコンタクトした機関数が多い国10位までを示したものである。コンタクトした機関数がそのまま国内のMFIの数を示すわけではないが，ドイツ，イタリア，スペイン，ポーランドには比較的多くのMFIが存在するとみられるため，EMNのレポートや後掲文献等を参考に，この４か国の概況を簡単に紹介する。

a　ドイツ

ドイツでは，政府系金融機関であるドイツ復興金融公庫や州立銀行，信用協同組合銀行等が中小企業向けの貸付に積極的に対応してきたが，失業者による事業の立ち上げ件数が増大するにつれ，零細企業への資

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

金供給のニーズが高まった。

しかし，ドイツでは銀行免許をもたない組織が貸出を行うことは認められていない。そのため基本的には，借入者に対して支援を行う組織と銀行が連携してマイクロクレジットの供与を行っている。支援組織は，借入者に直接対応して事業計画や資金借入について助言し，借入が妥当だと判断した場合には銀行に推薦状を書くほか，借入後のフォローも行う。先に記したとおり，こうした組織は資金の貸付を直接行っているわけではないが，EMNのレポートではMFIと呼ばれている。

ドイツの特徴は，04年に設立されたDMI（Deutsches Mikrofinanz Institut）というアソシエーションがMFIの運営状況をチェックし，認証を行っていることである。DMIは，加盟するMFIに対してリスク管理や貸付審査に使えるソフトウェアの提供や，役職員向けの研修を実施することにより，MFIの信頼性を高めることに寄与している。15年10月末現在，DMIの認証を受け活動を行っているMFIとして，27機関がウェブサイトで紹介されている。

04年にGLS銀行(注5)は，政府からの資金と社会的投資家からの投資の受け皿となるGLSマイクロファイナンス基金を創設し，マイクロクレジットに対する保証を行った。06年からは，DMI，復興金融公庫，連邦労働社会省，連邦経済技術省，GLS銀行が協力して，Mikrofinanzfonds Deutschlandという総額200万ユーロの保証基金を創設した。さらに10年には，連邦経済技術省が欧州社会基金(注6)から6,000万ユーロの補助金を得て，総額１億ユーロの保証基金Mikrokreditfonds Deutschlandをスタートするなど，政府によるマイクロクレジット支援も行われている。

（注５）GLS銀行は，社会・環境原則に基づき業務を行うという特徴を持っており，ソーシャルバンクと呼ばれている。

（注６）欧州社会基金（European Social Fund）は，EU構造基金（地域間格差是正のためのEUから加盟国への補助金）の１つであり，失業対策や，労働市場で不利な立場にある人の包摂，人的資源の開発を対象とする。

b　イタリア

ドイツと異なり，イタリアでは，60万ユーロの最低資本要件を満たし登録していれば，ノンバンクでも貸付を行うことができる。マイクロクレジットの貸付を行うノンバンクの代表例としてはPerMicroやFondazion Resorsa Donnaがある。また，信用協同組合銀行や，ソーシャルバンクの草分けである倫理銀行もマイクロクレジットに積極的に取り組んでいる。

イタリアのマイクロクレジットセクターは，非常に細分化されていたが，08年にマイクロクレジット関係機関のネットワーク組織RITMI（Rete Italiana della Microfinanza）が設立されると，セクターとしてのまとまりがでてくるようになった。

地域には，経済的，社会的に困難な状況にある人を支援する公的組織や民間組織が数多く存在しており，それらが借入の事前審査や借入後のフォローにより銀行やMFIを支援するほか，保証を供与することもある。15年10月末現在，RITMIのウェブサイトには会員として52の組織が紹介されてい

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

るが，その多くもそうした組織である。

公的機関が，短期的なマイクロクレジットのプロジェクトに補助金を出すケースも多い。特に，欧州社会基金の07～13年の予算期間終了間際には，その補助金を使って，州当局の管轄下の公的機関が運営する保証基金が，銀行の貸付に対して保証を供与するケースが増えた（Bending et al.(2014)p.68)。

法制度に関しては，10年に導入された法律（Legislative Decree n.141/2010）に，マイクロクレジットの活動に対する包括的な規定も含まれ，法的整備が進んだかに見えた。しかし，14年９月に刊行された12-13年版のEMNのレポートでは，実際にはまだ法律が適用されていないと述べられている。また，RITMIのウェブサイトでも，MFIに対する規制の枠組みが欠如していることが指摘されており，上記の法律の実効性については精査する必要がある。

c　スペイン

スペインでは，90年代初めからアソシエーションやNGO等の社会的組織の活動の一環として，マイクロクレジットが登場してきた。01年に地方自治体の管轄下にある貯蓄銀行が，自身の利益を使って財団を作り，マイクロクレジットのような社会的なプログラムに拠出するようになると，マイクロクレジットが活発化するようになった。

スペインでは，社会的マイクロクレジット支援組織（略称SMSO）と呼ばれる組織が，経済的に不利な立場にある人が資金を借り入れて自営業に就く際の支援を行っている。SMSOとして活動している組織には，民間のものも公的なものもあり，借入者に対応し，銀行と借入者の間をつなぐ役割を果たす。

貯蓄銀行は，自身の財団や，マイクロクレジットに保証を行う公的機関と共同で運営するプログラムを通じて，SMSOが支援を行う人に対してマイクロクレジットの供与を行っていた。しかし，金融危機で経営が悪化した貯蓄銀行の統合が進み，ほとんどのマイクロクレジットのプログラムは終了してしまったため，その影響でSMSOのなかには活動を停止したものもあった。

そうしたなかで，長年にわたり自身の財団を通じてマイクロクレジットの供与を行っていた貯蓄銀行大手のラカイシャ（La Caixa）が，07年に設立した銀行子会社マイクロバンク（Microbank）が成長を続けている。同行は，貯蓄銀行再編の過程で小規模行を買収し，11年には傘下の持ち株会社クリテリア・カイシャコープを銀行に転換してカイシャバンクに社名変更した。マイクロバンクは，カイシャバンクと代理店契約を結び，カイシャバンクの窓口でマイクロバンクの商品やサービスを提供している。その業務内容は，自営業就労や零細企業の立ち上げ向けの貸付にとどまらず，65歳以上の人向け，環境に配慮した事業への貸付など多岐にわたり，14年の貸付件数は82,586件であった。マイクロバンクは，500を超える非営利組織や自治体等と協定を結んでおり，借入者が必要とすれば，協定を結んだ組織が支援を行う。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

d　ポーランド

ポーランドには，マイクロクレジットを制限または振興する法制はなく，様々な主体が貸付を行うことができる。主にマイクロクレジットに関わっているのは，MFI，ローンファンド，クレジットユニオン，銀行（協同組合銀行を含む）である。

MFIは，90年代の経済移行期に非常に活発だった外国の民間寄付組織から支援を受けていたが，そうした組織が撤退すると，政府やEUからの補助金を受けるようになった。加えて，社会的投資家や商業銀行の基金からの借入金も利用している。MFIは，マイクロクレジットの供与のみを行い，借り手への支援はほとんど行っていない。

一方，クレジットユニオンが行う会員向けの少額貸付は，起業向けよりも消費者信用が多い。銀行は，零細・中小企業向けの貸付を行っている。さらに，地域開発局，財団，アソシエーション等が運営するローンファンドも，貸付と事業向けの支援サービスを提供している。EMNのレポートによれば，銀行，クレジットユニオン以外に，約50の機関が零細企業向けの貸付を行っている。

特筆すべきは，94年にポーランド・アメリカ企業基金(注7)によって設立されたFundusz Mikroである。Fundusz Mikroは95年から１年間のパイロット事業ののち，96年から全国に11の支店を開設してマイクロクレジットの供与を行った。このFundusz Mikroの経験をもとに，10年にマイクロクレジットの供与を専門に行うFMバンクが設立された。FMバンクは13年にPolski Bank Przedsiębiorczości（ポーランド企業銀行）と合併し，現在はBIZバンクの名称で事業を行っている。

（注７）中小企業向けの投資や貸付のために，アメリカ政府からの補助金で作られた基金。

2　EU全体のマイクロクレジット支援策

(1)　イニシアティブ文書の提案

以上みてきたとおり，マイクロクレジットの供与を行う機関の状況や，国内金融法制，政府からの支援も国によって様々である。ドイツやイタリアでは，EUの補助金を活用して公的機関がマイクロクレジットへの支援を行っている。

そのほかにも，EUの零細・中小企業振興プログラムJEREMIE（Joint European Resources for Micro to Medium Enterprises）のもとで，マイクロクレジットを支援するための施策を実施し，EUの補助金をその施策に割り当てた加盟国もあった。

EUにおいては，中小企業に対する融資や保証を行う欧州投資基金（European Investment Fund，以下「EIF」という）が，00年からマイクロクレジットの支援に関与してきた。例えば，01年から05年の企業と起業家精神振興のための多年度計画（Multi-Annual Programme for the promotion of enterprise and entrepreneurship）において，EIFはMFI向けに保証を供与した。しかし，それらは中小・零細企業支援の一環として

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

のものであり，マイクロクレジットに焦点をあてることは明示されていなかった。

そうした状況を変えたのは，欧州委員会が07年に発出した前述のイニシアティブ文書である。同文書は，EUにおけるマイクロクレジットを振興するため，①加盟国の法的，制度的な環境改善，②起業家精神に有利な情勢へのさらなる変化，③ベストプラクティス（最良の慣行）の奨励，④MFIへの追加的な資金供給のための行動をとることを提案した。

EUの支援策が，マイクロクレジットに焦点をあてるようになった背景には，政策としての費用対効果の高さがあると考えられる。イニシアティブ文書では，マイクロクレジットのスキームを支援するための平均的な費用は，創出される１つの雇用あたり5,000ユーロを下回り，マイクロクレジットを借り入れて設立された企業の２年後の存続率は60％以上だと示されている。仮に１年しか企業が存続しなかったとしても，失業者等に社会保障を給付するよりも，費用が少ないと考えられているのである。

にもかかわらず，マイクロクレジット市場には，需要と供給のギャップがある（第３図）。10年から11年の時点では，顧客とMFIの間に推計で27億ユーロの供給不足があった（Unterberg et al.（2014b）p.14）。そうした顧客とMFIとの間の市場ギャップを埋めるために，MFIへの資金供給を加速しようというのがイニシアティブ文書に基づく施策の狙いである。

第3図　EUのマイクロクレジット市場

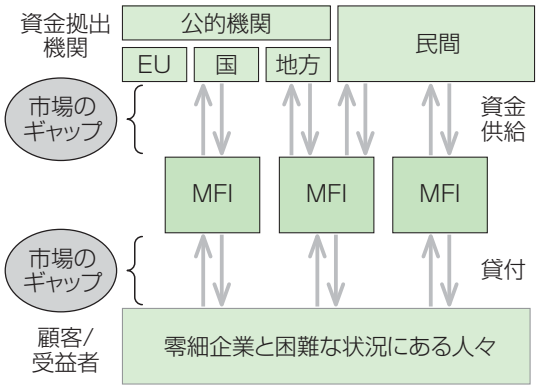

資料　Unterberg et al.(2014b)

(2)　MFIへの技術的支援プログラム「JASMINE」

イニシアティブ文書は，欧州におけるマイクロクレジットの発展には，MFIの果たす役割が重要であり，MFIへの資金供給と，MFIの潜在能力の発揮を促すための適切な技術的支援が必要だと強調した。そこで欧州委員会は08年に，JASMINE（Joint Action to microfinance institutions in Europe）というパイロットプログラムを欧州投資銀行，EIFと開始することを発表した。当初は，MFIへの資金供給も想定されていたが，それは後述のプログレス・マイクロファイナンスのもとで行われることとなり，JASMINEはMFIへの技術支援に特化することとなった。

その内容は零細・中小企業向けのJEREMIEの施策を発展させたもので，予算規模は600万ユーロであった。JASMINEでは，選別されたMFIに対する個別サービスの提供，セクター全体の育成のための施策の実施の２つが行われた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

前者は，応募してきたMFIを選別し，組織構造や業務の運営方法についての評価や分析の実施，MFI専門の格付機関による格付の取得支援，当該MFIの実情に合わせた役職員向けの研修等のサービスを，EIFが提供するというものであった。10年から13年の間に，こうしたサービスを15か国の延べ81機関が利用した。

マイクロクレジットセクター全体の育成のためには，EUのマイクロクレジットセクターにおける優良実践を要約した「マイクロクレジットの提供にかかる優良行動規範（European Code of Good Conduct for Microcredit Provision）」が策定された。加えて，個人や関係機関からマイクロクレジットに関する照会を受け付けるJASMINEヘルプデスクの開設，マイクロクレジットに関するワークショップの開催が行われた。

欧州委員会からの委託を受けたコンサルティング会社ICF GHKは，12年までのJASMINEの活動についての調査・分析を行った。その結果，MFIの生産性，専門家意識，効率性の改善，よりよいガバナンスの振興，透明性の強化，行動規範のような業務基準を開発し推進したといった点で，JASMINEは目的を達成したと評価した。一方で，利用するプログラムに柔軟性を持たせ，よりゆとりあるタイムスケジュールで実施するといった改善すべき課題や，認定を受けたコンサルタントの情報データベースを構築するといった新たに導入すべき施策等も判明した。

(3) MFIに融資，保証を行うプログラム「プログレス・マイクロファイナンス」

MFIに対して資金を供給するプログラム「プログレス・マイクロファイナンス」は，欧州委員会が１億500万ユーロ，欧州投資銀行が１億ユーロを拠出し，10年にスタートした。

このプログラムは，MFIへの保証の供与とMFIへの融資や出資の２つのパートで構成され，いずれも運営はEIFが行った。プログラムの期間は13年までだが，融資や保証は16年まで実施される。保証に関しては，MFIに直接保証を供与するケースと，MFIに保証を供与する保証基金向けに再保証を行うケースがある。保証期間は３年まで，貸付額の75％を上限とする。他方，MFIへの資金供給については，通常のローン，劣後ローン，リスク分担ローン，出資の４種が提供された。

欧州委員会によれば，13年末時点で，18のMFI，20の銀行，２つの公的機関がこのプログラムの恩恵を受け，うち11機関は，融資または保証を複数回受けたり，融資と保証の両方を受けたりした。全体の件数としては53件であり，そのうち保証を受けたのは27件2,070万ユーロ（うち１件は保証機関に対する再保証），融資を受けたのは26件約１億1,400万ユーロであった。融資を受けた26件のうち，24件は通常のローンの借入を行っており，出資を選んだ機関は一つもなかった。

13年末時点までに，MFIや銀行は，プログレス・マイクロファイナンスから借り入

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

れた資金を原資に6,236件5,160万ユーロの貸付を行った。また，保証を受けた機関は7,016件6,930万ユーロの貸付を行った。借り手の60％は，借入の時点で失業しているか経済活動を行っていなかったと報告されており，条件が厳しい人向けに貸付を行うというマイクロクレジットの目的はおおむね達成されているとみられる。しかし，推計された市場のギャップ（27億ユーロ）を勘案すると，プログレス・マイクロファイナンスによって埋められたギャップはまだ一部に過ぎない。

プログレス・マイクロファイナンスを総括するレポートは近く刊行される予定であり，そのレポートでは施策としての効果や課題，さらには後継のプログラムで生かすべき点についても指摘がなされるとみられる。

（4） 後継プログラム「EaSI」（雇用と社会革新プログラム）

14年１月からは，プログレス・マイクロファイナンス，雇用と社会連帯のためのプログラム（PROGRESS），欧州雇用サービスプログラム（EURES）の３つは，雇用と社会革新プログラム（EaSI：Employment and Social Innovation，14～20年）に統合された。

EaSIは，雇用と社会政策のための包括的なプログラムであり，①雇用と社会政策の近代化，②職業移動（job mobility）の推進，③マイクロファイナンスと社会的起業家の支援を３つの柱としている。JASMINEやプログレス・マイクロファイナンスは，③に吸収され，MFIに対する技術支援はEaSIテクニカル・アシスタンス，資金供給はEaSI Guaranteeにより行われる。

EaSIのもとでのMFIの支援は15年からスタートしており，16年まで保証や融資を行うプログレス・マイクロファイナンスとは一部の期間同時に実施されることになる。EaSIの対象には，自営業者や零細企業に加えて，社会的起業家も含まれるため，資金の借り手には以前よりも規模の大きい企業が含まれるようになるだろう。

3　MFIの実例

ここまで，EU諸国におけるMFIの概況やEUレベルでの支援策について紹介してきたが，以下ではMFIの具体的な事例に関して，15年３月に行った聞き取り調査の結果も踏まえ，外部からの支援の受入状況や活動の実態について紹介してみたい。

（1） フランスのアディ

フランスのアディは，89年に設立されて以来，十分な学歴がない，移民である等の理由で雇用就労が難しい人を中心に貸付を行っている[注8]。アディは，プログレス・マイクロファイナンスから，500万ユーロの借入と，230万ユーロの保証を受けている。

フランスでは若者の失業問題が深刻だが，05年のパリ郊外で発生した移民の若者の暴動をきっかけに，アディでは若者向けの講座CréaJeunesを開設した。この講座を受講する若者は，５，６週間毎日アディの事務

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

所に通い，自分のやりたいことは何か，それを実現するためにはどうすればいいのか，などのコーチングを受ける。例えば，スポーツブランドを始めたいという夢を持つ若者が，プロジェクトの企画書と事業計画を作成する過程で，当初の夢には遠いものだとしても何らかの実現性がある事業計画を描ければ，アディが融資を行って事業化を支援する。

この講座を始めるまでは，アディは立ち上げたい事業の構想がある人に貸付をしていたため，借入希望者との面談回数は２，３回だった。しかし，この講座では，アディのアドバイザーが若者から出された案を分析するなど，実現化に向けて繰り返し対話を行っている。CréaJeunesにかかる費用については，日本でいうハローワークのような行政機関や民間企業からの寄付を受けたり，個人からの寄付を受けるFond Adieの資金をあてたりしてまかなっている。

また，対象を若者に限定しない取組みとして，マイクロフランチャイズの導入も行われている。これは，自営で仕事を始めたいと希望しているものの，何をすればよいか分からない人に対して，フランチャイズ方式で事業を提供するものである。既に始まっているものとして，①Chauffeur & Goという日本の運転代行のようなサービス，②O_2という個人の庭の手入れ等を行うサービス，③三輪自転車での移送サービス，の３つがある。筆者が聞き取り調査を行った15年３月の時点では，①はパートタイムも含めて約90人，②は40人の加入者がいるとのことであった。③は観光地での自転車タクシーサービスや，住宅地での荷物運搬を想定しているもので，14年にパイロット事業を行い，15年から４人で本格的に事業を始めようとしているところであった。マイクロフランチャイズは，専門的な領域で長く持続可能な事業モデルを作り，自分で事業をしたいが何をすればいいか分からない人に，パッケージを提供することによって雇用を創出することを目的としている。

フランスでは農村部において，近年例えば家族農業経営の主力であった男性が亡くなり後を継いだ奥さんが十分な所得を得ることができないなど，外部からは分かりにくい困窮化が進んでいる。また，今後は年金が不十分で働かざるを得ない高齢者が増加するとアディではみており，こうした層に対する貸付も強化している。マイクロクレジットの分野で長い経験を持つアディでは，社会問題の広がりを察知して貸付の重点対象者層を拡大するとともに，事業構想を持つ人だけでなくその前の事業構想づくりにも関与するなど，一歩進んだ取組みを行っていることが分かる。

（注８）業務の詳細については，重頭（2011）を参照されたい。

（2） ベルギーのマイクロスタート

ベルギーのマイクロスタートは，大手銀行BNPパリバ・フォルティスがアディと協力して，欧州投資基金（EIF）から25％の出資を受けて設立した[(注9)]。BNPパリバ・フォルティスの代表者はマイクロスタートの役員に就任しているものの，実際の業務運営に

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

口を出すことはないとのことである。一方，業務運営にはアディ出身者も加わっており，アディの経験やノウハウを参考にして業務を行っているとみられる。

マイクロスタートは，BNPパリバ・フォルティスから借り入れた資金を原資に貸付を行っている。保証に関しては，プログレス・マイクロファイナンスから総額30万ユーロの保証を供与されている。また，JASMINEのもとでコンサルティングを受けたところ，組織の問題点を指摘され，改善策をとったとのことであった。

貸付の上限額は15,000ユーロだが，14年の１件あたりの平均貸付額は6,200ユーロであった。マイクロクレジットの貸付件数は，11年には100件，12年275件，13年402件，14年582件と徐々に増えてきている。14年末の貸付残高は440万ユーロであった。14年１月１日時点の貸付金利は8.95％であり，借入時には５％の手数料を払い，保証人も必要である。貸付金利が高いようにも感じられるが，貸付金額がそれほど大きくないため，借入者の負担が重過ぎるということはないようである。15年３月の時点では，デフォルト率は７％程度とのことであった。

マイクロスタートでは，起業前の事業計画の策定や必要な書類整備を支援するだけでなく，起業後もさまざまなアドバイスを提供している。こうしたサービスは，マイクロスタートから借入を行っていなくても無料で利用することができる。

ベルギーでも若者の失業率が非常に高いため，マイクロスタートは，若者向けの支援に力を入れており，ドリームスタートという２か月間の講座を設置している。この講座では，起業を目指す若者に対して，どのような事業を行いたいのかを問いかけ，その事業を実現するには何が必要かを一緒に検討し，具体的な仕入れや販売をどうするか，対外折衝をどのように行うかについても教えている。ここで留意したいのは，起業といっても革新的な事業を行うことを目指しているのではなく，レストランや美容院，洋品店など一般的な事業を立ち上げて自活することを目的にしていることである。こうした考え方は，アディでも同様である。

起業支援については，企業での勤務経験者や税務や法務について詳しい人をボランティアとして活用しており，４名の職員が120名のボランティアを束ねている。支援のための費用は，企業や公的機関からの助成や寄付を積極的に受け入れている。

（注９）設立の背景等についての詳細は，重頭（2015）を参照されたい。

4　日本への示唆

EUでは，経済的に困難な状況にある人が，自営業に就業したり零細企業を立ち上げたりするために，各種の支援を行いながら資金貸付を行うことは，失業問題への有効な対策として認識されており，EUレベルでの支援策が講じられている。

マイクロクレジットの供与を行う機関は，より厳しい状況にある人を対象にしたり，

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

支援を充実させたりすると，収益を上げるどころか機関自身の存続すら難しくなるため，ボランティアの人材を活用したり，公的機関や企業等の支援を受けながら，事業を行っている。そうしたなかで，より多くの雇用が創出できるよう，若者向けの起業講座の開設や，マイクロフランチャイズといった新しい方策を打ち出している。

日本では，生活保護受給世帯数が増加を続けていることを背景に，社会保障審議会の専門部会が生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについての一体的な検討を行い，13年１月に「社会保障審議会　生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」を刊行した。報告書には，新たな生活支援には生活困窮者が抱える複合的な問題に対応できる相談支援体制を整備することや，家計相談とセットになった貸付の導入等が盛り込まれ，これを踏まえて，生活保護法の一部改正法案と生活困窮者自立支援法案が13年12月に成立した。

15年４月から施行された生活困窮者自立支援法では，就労に必要な訓練を提供する就労準備支援事業や，家計を安定させるための家計相談支援事業が，地域の実情に応じて実施する任意事業としてではあるが導入された。しかし，経済的に困難な状況にある人が，事業を立ち上げて収入を得るために，支援付きの資金貸付を行う制度は今のところ想定されていない。

日本では，EUに比べて失業率が低く，自営業者も年々減少していることから，困難な状況にある人が自ら事業を立ち上げるという発想には至りにくいとも考えられる。しかし，非正規雇用者数は年々増加するなど，雇用環境は悪化している。特に，若い世代の男性では「正規の職がないから」といった，本人の本意ではない要因で非正規雇用に就いている人の割合が高い。日本では起業というと革新的なアイディアを持った事業を立ち上げるというイメージが強いが，今後は一般的な事業であっても永続性のある就業機会を自ら生み出すことの重要性が増すと考えられる。EUでは，MFIが先駆的な取組みを行い，それに銀行や一般の企業，公的機関が支援をすることによって失業問題に対応しようとしているが，そうした経験から学べるものは多いのではないだろうか。

＜参考文献＞

- 重頭ユカリ（2015）「ベルギーでマイクロクレジットの供与を行うマイクロスタート」『農中総研調査と情報』Web誌７月号
- 重頭ユカリ（2011）「フランスの起業向けマイクロクレジット―マイクロクレジット機関Adieを中心に―」『農林金融』４月号
- ADIE（2008）*L'AVENTURE DU MICRO-CRÉDIT EN FRANCE*, Textuel.
- Bending, M., Unterberg, M. & Sarpong, B.（2012）*Overview of the Microcredit Sector in the European Union 2010-2011*, European Microfinance Network.
- Bending, M., Unterberg, M. & Sarpong, B.（2014）*Overview of the Microcredit Sector in the European Union 2012-2013*, European Microfinance Network.
- Bruhn-Leon, B., Eriksson, P. & Kraemer-Eis, H.（2012）*Progress for Microfinance in Europe*, EIF working Paper.
- Commission of the European Communities（2007）"A European Initiative for the development of micro-credit in support of growth and employment", COM（2007）708

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

final, November 11.
・Commission of the European Communities (2014) “Implementation of the European Progress Microfinance Facility 2013”, COM (2014) 639 final, October 20.
・Cozarenceo, A. (2015) *Microfinance Institutions and Banks in Europe: The story to date*, European Microfinance Network.
・ICF GHK (2014) *Evaluation of JASMINE technical assistance pilot phase*.
・Jayo, B., González, A. & Conzett, C. (2010) *Overview of the Microcredit Sector in the European Union 2008-2009*, European Microfinance Network.
・Kraemer-Eis, H. & Conforti, A. (2009) *Microfinance in Europe A market Overview*, EIF working Paper.
・Kreuz, C. (2006) *Microlending in Germany*.
・Lahn, S. (2005) *Microlending in Germany: A Case Study on DMI*.
・KfW Bankengruppe (ed) (2007) *Microfinance in Germany and Europe*.
・Siewertsen, H., Evers, J., Forster, S. & Inge (2005) *The Microfinance and Self-employment Environment for the Socially Excluded: Country Report Poland*.
・Unterberg, M., Bending M., Schellhorn M. & Torkler A. (2014a) *The German ‘Mikrokreditwunder’: Lessons learned – challenges encouraged*.
・Unterberg, M., Bending, M. & Sarpong B. (2014b) *Study on imperfections in the area of microfinance and options how to address them through an EU financial instrument*.

（しげとう　ゆかり）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

韓国におけるクレジットユニオン運動の展開

主事研究員　古江晋也

〔要　　旨〕

韓国では1960年に信用協同組合（クレジットユニオン）がカトリック教会の聖職者によって設立されて以来，瞬く間に全国に広がった。信協運動の道のりは決して平坦なものではなかったが，72年には信用協同組合法が制定され，84年には独自の預金保険制度がスタートするなど一歩一歩，着実に前進していった。

アジア通貨危機以降は，信協が活躍する個人リテール分野に銀行が本格的に参入するなど，韓国においても金融機関同士の競合が激しさを増している。しかし，そのような環境であっても，組合員に真摯に耳を傾け，地域貢献に徹している信協は，顧客ロイヤリティを高め，競争優位を構築している。

目　次

はじめに
1　信用協同組合の設立とその広がり
2　韓国信協運動の発展
(1)　経済的自立を目指して
(2)　信協間の資金融通
(3)　信用協同組合法
3　韓国信協運動の拡大と預金保険
(1)　信協運動の拡大と預金保険制度の導入
(2)　信協とアジア通貨危機
4　現在の監査体制と預金保険制度
(1)　NACUFOKの監査体制
(2)　預金者保護基金
5　3つの信協の経営戦略
(1)　文昌信協
(2)　世宗中央信協
(3)　礼山中央信協
おわりに

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

はじめに

アジア諸国では1960～70年代にかけて「クレジットユニオン」と呼ばれる協同組織金融機関が相次いで設立された。当時，信用力の低い人々は，銀行と取引を行うことができず，資金が必要な場合は，高利貸しから借入を行っていたが，このことが貧困を生み出す温床ともなっていた。そこでアジア諸国で宣教活動をしていたカトリック教会聖職者は，相互扶助の観点から日常の経済問題を組合員自らの手で解決するクレジットユニオンを活用することで貧困の芽を摘み取ろうとしたのである。

アジア諸国におけるクレジットユニオンの業界団体であるアジア・クレジットユニオン連合会によれば，アジアには2014年６月現在，22か国にクレジットユニオンのネットワークがあり，２万2,635の組合と4,500万人の組合員がいるという(注1)。

各国のクレジットユニオン連合会は，アジア・クレジットユニオン連合会に会員（Regular Members），準会員（Afilliate Members）などとして加盟しているが，会員の中で最大規模を誇っているのが，韓国クレジットユニオン（14年12月末現在，920組合，総資産610億ドル［７兆2,590億円］，組合員数572万人(注2)）である。本稿では，韓国クレジットユニオン（信用協同組合）運動の歴史的展開，預金保険制度の変遷，信用協同組合の現状などを概観するとともに，信協が韓国社会にどのような影響を与えたのか，ということを検討する(注3)。

（注１） Association of Asian Confederation of Credit Unions（2014）を引用。

（注２） National Credit Union Federation of Korea（2015b）を引用。一方，一般財団法人ゆうちょ財団のウェブサイトによると，14年６月における韓国の金融機関の資産規模は，銀行（外国銀行支店を除く）が2,178兆5,030億ウォン（239兆6,353億円），相互貯蓄銀行が36兆7,697億ウォン（４兆446億円）であるのに対し，信協は57兆7,645億ウォン（６兆3,540億円）となっている。https://www.yu-cho-f.jp/research/foreigncountries_research/detail/South_Korea.pdf

なお，本稿では１ドル＝119円，１ウォン＝0.11円で邦貨換算している。

（注３） 韓国ではクレジットユニオンを「信用協同組合」または「信協」と呼ばれている。本稿では韓国のクレジットユニオンを「信用協同組合」または「信協」，韓国以外のクレジットユニオンを「クレジットユニオン」と表記する。

１　信用協同組合の設立とその広がり

韓国の信用協同組合運動は２人のカトリック教会の聖職者によって始められた(注4)。１人は米メリノール会の修道女，シスター・メアリー・ガブリエラ（Sister Mary Gabriella）である。シスター・ガブリエラが韓国に派遣された1952年当時，韓国は朝鮮戦争の最中であり，多くの女性が配偶者を失い，途方に暮れていた。釜山（プサン）のメリノール病院に勤務していたシスター・ガブリエラは，これらの人々と接し，救援物資よりも自らの手で問題を解決する方法が必要であると考えた(注5)。

シスターは1957年12月から２か月間，カナダ・ノバスコシア州アンティゴニッシュにある聖フランシスコ・ザビエル大学の付

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

属機関，コーディ国際研究所でクレジットユニオンコースを受講した後，メリノール病院で学習会を開催。60年５月に27人の組合員とともに聖家信協（Holy Family Credit Union）を設立した。これが韓国初の信協となった。

もう１人の聖職者はルイ・チャン神父（Father Chang, Dae-ik）である。当時，韓国で司牧していた米国人司教からクレジットユニオン運動を知らされた同神父は1956年，クレジットユニオン運動を研究するためコーディ国際研究所を訪問した。聖家信協が設立された約２か月後，ソウル大司教区からの支援を受けたチャン神父はソウルでカトリック中央信協（Catholic Central Credit Union）を設立した。しかし両信協は当時，お互いにその存在を知らなかったといわれている。

韓国で信協運動が広がった要因は少なくとも，①聖家信協の組合員が近隣のカトリック教区で信協設立を支援していった，②同運動に共感した神父が異動先の教会で信協の設立を指導した（神父は２～３年で教会を異動する），③全国のカトリック新聞が同運動を継続的に報道した，という３点を挙げることができる。

また運動を広げるためには，信協スタッフや組合員に教育を行うことが不可欠であるとの考えから，1962年に協同ボランタリー・センターがメリノール病院に設立された（同センターは翌年ソウルに移転し，協同組織教育機関へと改称する）。そして64年４月には業界団体として韓国信用協同組合連合会（Korea Credit Union League）が63組合によって設立された。

（注４）韓国信用協同組合の歴史については，おおむね，日本共助組合連合会編（1975），Asian Confederation of Credit Unions（1981），Association of Asian Confederation of Credit Unions（2001）を参照。

（注５）Asian Confederation of Credit Unions（1985）を参照。シスター・ガブリエラが協同組合運動に強い関心を寄せるようになった背景は，アンティゴニッシュ運動に貢献したモーゼス・コーディ神父が1939年に記した著書（Masters of Their Own Destiny: The Story of the Antigonish Movement of Adult Education Through Economic Cooperation）に巡り合ったからでもある（日本共助組合連合会編（1975）55頁）。同書はhttp://coady.stfx.ca/coady-library/MOD.pdf からダウンロードができる。

２　韓国信協運動の発展

シスター・ガブリエラが韓国初の信協を設立して以降，信協運動は韓国全土に広がっていったが，更なる飛躍を遂げるためには克服しなければならないいくつかの課題があった。なかでも，①経済的自立，②信協間の資金融通，③信用協同組合法の制定，は重要な課題であった。

（1）　経済的自立を目指して

初期の信協運動の運営費は，海外からの支援によって賄われていた。そのため運動を持続させるためには，何よりも財政的基盤を確保する必要があった。信協運動のリーダーは，連合会が設立されるとすぐに信協に年会費を求めることとし，1967年以降は連合会費の90％が毎年信協から徴収されるようになった。しかし，次々にもたらさ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

れる信協の設立支援要請や，組合数の増加に伴って増大する会計監査費用に収入が追いつかない状況であったという。

そのため，60年代半ば以降も米国クレジットユニオン協会の国際部門であるクナ・インターナショナル（65～66年），アジア太平洋地域で活動する非営利政府組織であるアジア財団（66～67年），米国国際開発庁（68年），韓国政府（70～72年）から助成金等の支援を受けていた（日本共助組合連合会編（1975）50～51頁）。

（2） 信協間の資金融通

信協運動が始まった60年代当時，信用力の低い人々の資金調達手段は高利貸しや頼母子講に限られていた。そのため，低利で融資を受けることができる信協は多くの人々の関心を集めた。60年にたった３組合であった信協は70年には472組合へと急成長を遂げたが，次第に地域によって資金需要に対する差がみられるようになった。特に当時の済州（チェジュ）島は本土よりも資金需要が高かった。そこで韓国信協連合会が中心となり，信協間における余資運用と資金調達を行うインターレンディング業務を70年４月，23組合の間で開始した。

連合会は同業務を実施するため自前の資金に加え，韓国政府からも助成金を得た。一方小規模な信協に対する資金調達についてはドイツ・カトリック司教会議によって設立されたミゼリオ財団やオランダのカトリック系国際協力組織であるセベモ（CEBEMO）の支援を得て，「特別ファンドローン」が設立された(注6)。

（注６） Asian Confederation of Credit Unions（1986）を参照・引用。

（3） 信用協同組合法

信用協同組合法の制定は，組合員の保護と信協運動の信頼性の向上という観点から極めて重要な課題であった。連合会は64年９月，特別委員会を設置して信用協同組合法の制定に向けた議論を行うとともに，米国クレジットユニオン協会およびクナ・インターナショナルからの支援も得た。

韓国政府は65年に法案作成に着手したが，当時は信協を政府管理下に置くことが試みられたという。そのため連合会は，政府に信協を民主的・自律的に管理することを許可するように要請した。また当時の農村銀行（Village Banks，後のセマウル金庫）は同法の制定に強く異議を唱え，政党間の対立にまで発展したが，最終的に同法案は72年８月，国会を通過し，大統領令によって公布された。

信用協同組合法が制定されたことを受け，信協は当時の財務部に登録されるとともに，連合会は「National Credit Union Federation of Korea（NACUFOK（ナキュフォク））」に再組織化された(注7)。

（注７） NACUFOK本部はソウルに設置されていたが，06年５月，大田（テジョン）広域市に本部を移転した。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

3　韓国信協運動の拡大と預金保険

(1)　信協運動の拡大と預金保険制度の導入

第１図は，1960～2012年までの信協数と組合員数の推移を表したものである。韓国信協は信用協同組合法が制定されたことで大きく飛躍し，82年には1,498組合（組合員数92.6万人）にまで成長した。しかし，コンプライアンス体制の脆弱さなど成長に伴う「ひずみ」もみられるようになり，当局は信協に対する検査体制を強化するようになった。(注8)

83年にはNACUFOK内に「安定化基金」が設置され，信協独自の預金保険制度が翌年１月からスタートした。(注9)当初は任意加入であり，付保上限金額は１人当たり3,000ドル（35万7,000円）までであったが，88年12月には強制加入へと改正され，90年５月に5,000ドル（59万5,000円），94年に１万ドル（119万円）と，付保上限金額も次第に引き上げられていった。預金保険制度の導入は信協に対する検査機能が強化されることにつながり，信協全体の安定性や信頼性も向上するようになった。そして96年には1,671組合（組合員数471万人）と組合数のピークを迎えることになった。

なお，韓国信協はカトリック教会で設立され，その後プロテスタント教会にも広がるなど，教会を組合員資格範囲（「コモンボンド」と呼ばれる）とする信協が多かった。しかし，教会信協は信徒に加え，洗礼を受けていない「予備信徒」も組合員としていたことから,「地域信協と差異がない」と当局から指摘されるようになった。そこで多くの教会信協が90年代以降，地域信協へと転換するようになった。

（注８） Association of Asian Confederation of Credit Unions（2001）p.79.

（注９） 当時の韓国における預金保険制度は各金融機関によって様々な預金保険機能を擁していたが，韓国信協以外の同機能は96年に韓国預金保険公社（Korea Deposit Insurance Corporation）に統合された（Han In-soo & Kang Yeon-soo（2013）p.39.）。

第１図　韓国における信用協同組合数と組合員の推移

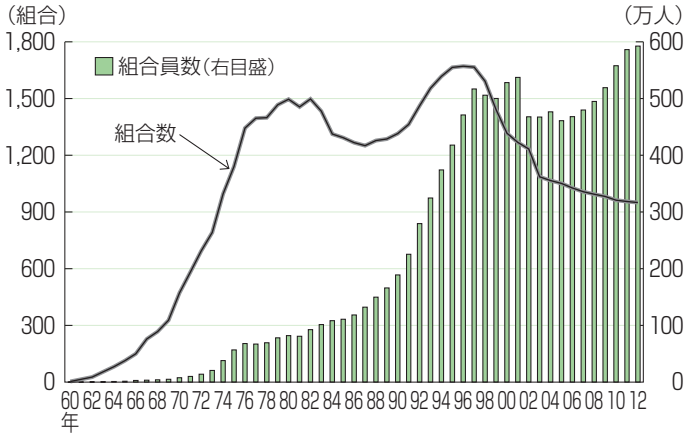

資料　NACUFOK

(2)　信協とアジア通貨危機

90年代半ばまで，韓国の個人リテール市場において着実に足場を固めてきた韓国信協であったが，97年に勃発したアジア通貨危機を受け，組織の根本的な再編を迫られるようになった。(注10)

80年代前半までの韓国信協の組織構造は，単位組合と全国連合会（NACUFOK）の二段階で構成されて

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

いたが，80年代後半からは15の地方連合会（Provincial Leagues）が設立され，三段階の組織構造へと変化した。しかし，アジア通貨危機を境に，経営効率化の観点から地方連合会とNACUFOKが合併し，従来の二段階の組織構造となった。

一方，信用協同組合法の改正によって安定化基金は韓国預金保険公社へと移転することになった（付保上限金額は１人当たり５万ドル［595万円］。ただし暫定措置として2000年まで全額保護）。移転の背景には，アジア通貨危機という未曽有の危機に直面したことを踏まえ，金融機関の連鎖倒産を恐れた韓国政府が，積極的に金融機関への介入を図るという判断を行ったためである。(注11)

この時期は，多くの金融機関が危機に直面しており，信協業界では239の信協が債務超過に陥っていた（97年11月）。韓国預金保険公社は2000年代前半までに327組合（計47億ドル［5,593億円］）の信協を清算したが，この「信協を一掃する」という手法に不満が高まり，「信協の預金保険システムを確保すべきである」という意見が強まった。そこで2000年の預金者保護法の改正を機に，03年に韓国預金保険公社の信協勘定が分離され，預金保険に関する基金（現在の名称は預金者保護基金）がNACUFOKに移管されることとなった（付保上限金額は現在，１人５万ドル）。

(注10) アジア通貨危機下における韓国信協と預金保険基金については，Association of Asian Confederation of Credit Unions（2001）および，National Credit Union Federation of Korea（2015a）を参照。

(注11) Han In-soo & Kang Yeon-soo (2013) p.39.

4　現在の監査体制と預金保険制度

(1)　NACUFOKの監査体制

現在のNACUFOKは，単位組合からの余剰資金を市場で運用するほか，共済事業（14年12月現在，総資産4.3兆ウォン［4,730億円］，契約数126万件），インターレンディング事業，検査，教育，情報システムの維持など多様なサービスを提供しているが，ここではNACUFOKの監督体制を概観する。(注12)

NACUFOKの監督部門（Supervisory Department）は，監督政策の計画・調整，信協規則の変更などを担当する「監督企画チーム」，通常の法令・規則違反を行った信協の処分を担当する「検査チーム」，信協のすべての取引をモニタリングし，疑わしい取引が見つかった場合は現地調査の実施などを行う「オフサイト監視チーム」，預金者保護基金の管理と預金者保護業務を担当する「預金者保護チーム」，信協の検査の結果，法規を違反した職員を制裁する「制裁審議チーム」，事故予防および検査業務企画を担当する「検査企画チーム」などに分かれている。

一方，信協の経営状態は，①通常，②改善勧告，③改善要求，④経営コントロール，⑤破綻，の５段階に区分され，最低自己資本比率が２％を下回ると早期是正措置が発動される。第１表は，改善勧告，改善要求，経営コントロールの判定基準，およびその具体的な対処策をまとめたものである。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1表　NACUFOKにおける信用協同組合の評価基準とその対処策（2015年）

	評価基準	対処策
通常	—	—
改善勧告	・自己資本比率は2%未満 ・総評価は3より上。ただし，自己資本の充実または資産内容は4未満	・人事と組織の改善 ・営業店の効率性の向上 ・リスク性資産や固定資産の処分 ・投資の増加または減少 ・支払配当金の抑制 ・合併の勧告
改善要求	・自己資本比率はマイナス3%未満 ・総評価は4または5	・合併の要求 ・保有しているリスク性資産の抑制とその処分 ・営業店の閉鎖など ・預金金利水準の引下げ ・経営幹部の変更
経営コントロール	・自己資本比率はマイナス15%未満 ・大規模な金融事故または不良債権による結果	・再開の場合は，①自助努力，②連合会のファンドサポート，③合併 ・破綻
破綻	—	—

資料　National Credit Union Federation of Korea（2015a）pp.31-34.

第１表の評価基準における「総評価」とは，自己資本，資産，収益，流動性などの各項目を５段階で評価し，当該評価をもとに信協の経営状態を総合的に評価した指標である。15年現在，「改善勧告」から「経営コントロール」の間に含まれる信協は135組合ある。信協の経営状態が悪化した要因は，アジア通貨危機以降，内需を拡大させるための一環として，2000年代前半にクレジットカードの発行基準を大幅に緩和したことが引き金となった不良債権の増加や大口融資の焦げ付き，などである。

（注12） National Credit Union Federation of Korea（2015a）を参照。

（2）　預金者保護基金

韓国信協における預金者保護基金の意思決定機関は預金者保護基金経営委員会であり，会員はNACUFOK監督担当理事（supervisory director），NACUFOK理事長によって選ばれた信協の理事長，NACUFOK専門理事，韓国金融委員会と企画財務部（財務省に相当）の行政官，韓国金融委員会と韓国金融監督院の金融専門家で構成されている。同委員会は基金の予算承認と勘定決済，法令改正などの判断を行っており，同基金のマネジメントを担っているのが前述の「預金者保護チーム」（前掲注12）である。

同預金者保護基金は，会計年度末の付保預金平均残高の0.3％を保険料として信協から徴収し，積み立てている（準備金比率は上限1.60％～下限1.25％を目標としている）。また同基金は信協の自己資本の状況に応じ，「代位弁済」「合併のための基金支援」「正常化のための基金支援」「資産負債の承継（P&A：Purchase and Assumption）」という４つの処理または支援を実施する。以下，４つの処理または手段の概要を記しておく。

「代位弁済」とは，韓国金融委員会の管理下にある自己資本がマイナス15％未満の信協に適用される。同信協は破綻しているため，基金は預金者１人当たり最大５万ドル（元本と利息）を保証（基金にとっては代位弁済）する。

「合併のための基金支援」とは，自己資本がマイナス３％未満の信協が対象となる。組合自らで「正常」となることが不可能であり，合併が効率的であると判断された場合は，合併した信協の損失の90％を支援する。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

「正常化のための基金支援」とは，自己資本がマイナス３％以上あり，合併することなく，正常化を受け入れることに価値があるとされた信協に適用される。損失の75％が支援され，当該信協は自己資本をゼロ％に戻すため，損失額の５％を積み立てる。

「P&A」とは，基金経営委員会または韓国金融委員会の決定を受け，韓国金融委員会の管理下にある信協が対象となる（一度に損失の100％が支援される）。

なお，基金支援を受けた信協は，預金者保護基金に経営正常化計画（合併の信協は２年，正常化信協は５年計画）を提出し，毎四半期ごとに実績の進捗度についての検査を受ける。実績が目標に達していなければ，当該信協の役職員に対する懲戒処分や，当該年度の基金支援の支払が留保される。また，基金支援の原因となった被合併信協の役員には調査等を実施し，経営責任を追及するとともに損害賠償請求訴訟を実施するように指導している。

5　3つの信協の経営戦略

韓国の信協は，住宅ローン，無担保ローン，負債整理融資，小企業や商業者への融資など，個人融資をメインとしている。また2000年代初頭からはVANと呼ばれるクレジットカード決済端末機をレストランや個人商店などに貸与し，決済口座と手数料収入を得る業務を行っている。

信協の特徴は，日本の協同組織金融機関と同様，顧客のもとを頻繁に訪問することにある。都市部の信協は信用事業に特化しているが，農村部の信協は地域社会開発事業として信用事業以外の事業を行っている組合もある。例えば，後述する礼山（イェサン）中央信協では信用事業に加え，飼料等の共同購入事業も運営している。さらに昨今では付帯事業の一部として高齢者宅への訪問サービスを行う組合もある（信協職員が訪問サービスを行うわけではない）。

筆者は15年８月に大田（テジョン）広域市南部の文昌（ムンチャン）信協，世宗（セジョン）特別自治市の世宗中央信協，忠清南道（チュンチョンナムド）礼山郡の礼山中央信協を訪問した。文昌，世宗中央は都市部を，礼山中央は農村部を営業区域としているが，これら３つの信協に共通した特徴は，活発な社会貢献活動を展開することで，組合員のロイヤリティを高め，競争優位を構築していることにある。

(1)　文昌（ムンチャン）信協

文昌信協（写真１）はカトリック教会内の信協として設立されたが，95年にコモンボンドを地域へと転換した。同信協の役員

写真１　文昌信用協同組合本店

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

と組合員はカトリック信徒であり，今も教会とのつながりが強固である（15年７月末現在，資産148億ウォン［16億2,800万円］，組合員数9,079人，役職員23人，自己資本比率3.91％）。

金融機関に来店する多くの顧客は，「早く用事を済ませて帰りたい」という思いがあるが，それは韓国でも例外ではない。同信協では，顧客を待たせることのない，素早い事務処理を目指しており，このことが多くの顧客の支持を得ている。融資スタンスについては，大口融資には目もくれず，小口融資に徹することを重視している。同信協理事長は「小口融資に徹することが安定的に経営を行う秘訣である」と語ってくれた。

文昌信協の営業地域は，銀行，セマウル金庫，農協が店舗を構える激戦区であり，激しい金利競争が繰り広げられている。そのため同信協では，「組合員と密着した関係性を構築することが生き残る道である」とし，①近隣にある市場の活性化，と②カトリック信徒および組合員の生活の質の向上を目指した活動を展開している。

①については，手がかじかむ冬場に熱いコーヒーを市場の商店主や買い物客に毎朝，無料で手渡しており，その心遣いが好評を博している（夏場は週に一度，お茶を提供する）。また同信協は，商店街を盛り上げるため，ユンノリ（韓国式すごろく大会）を実施し，景品なども提供している。

②については，信協で「一日居酒屋」を開催し，収益が出ると，地域の高齢者などにお米をプレゼントする寄付活動や，地元の小学生に奨学金を給付したり，交通事故を削減するため，ボランティアで職員が通学路で交通整理を行っている。また年次総会では，単に財務報告を行うだけでなく，コミュニケーションを図るため，組合員全員に昼食を提供することにしているが，その数は1,200食分にのぼっている。

(2)　世宗（セジョン）中央信協

世宗中央信協（写真２）は1972年，プロテスタント教会内で設立された（設立当初の名称は鳥致院（チョチウォン）中央信協）。当初のコモンボンドは教会であったが，後に地域へと転換。15年７月末現在の総資産は2,118億ウォン（232億9,800万円）と忠清南道最大の信協である（職員は24人，組合員は26,687人）。

同信協の融資スタンスは文昌信協と同様に小口多数としている。かつては無担保ローン融資が多かったものの，韓国政府が無担保ローン融資に慎重な姿勢を示していることもあり，昨今では担保貸付が主流となっている。また本店が商店街にあることもあり，集金活動とカード決済端末機の貸出

写真２　世宗中央信用協同組合本店の内部

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

にも力点を置いている。平日の営業時間は８時半から19時，土曜日も９時から15時まで営業するなど，商店街の事業者や買い物客に配慮している。

同信協が忠清南道最大の組合へと成長した理由は，商店街に本店を構えているという立地条件や他金融機関よりも長い営業時間という利便性だけではなく，社会貢献活動に真摯に取り組んできたからである。

同信協は79年，高校生を対象とした簿記教育を開始した。その理由は当時，簿記の知識があると就職に有利であったためである。また同時期，韓国で国民健康保険制度が導入される以前から，信協が組合員の治療費の一部を負担する取組みを始めた。同サービスは先駆的な取組みであったため，多くの組合員から喜ばれたという。

83年からは，世宗にキャンパスを置く高麗（コリョ）大学校の学生の支援を得て，戦争で学ぶ機会を奪われた高齢者のための夜間学校を開設した。さらに韓国では受験勉強等に利用する部屋（「読書室」と呼ばれる）の貸出が行われているが，同信協も組合員子弟のために「読書室」を貸出してきた。最盛期には150人にものぼる組合員の子弟が勉学に励んでいたという。

90年代になると，生活保護受給者などにお米を配る助け合い運動（現在は１万5,000ウォン［1,650円］を200世帯に組合から支給している）や，大学から講師を招き，教育を受ける機会に恵まれなかった主婦が一般教養や家政学を身に付けることができるように「主婦大学」を始めた（主婦大学は現在も継続）。このような取組みは韓国国内でも注目されるようになり，96年には韓国放送公社が主催する地域放送大賞を受賞した。

現在の世宗中央信協は世宗福祉財団（世宗中央信協理事長が同財団理事長を兼務）を通じた青少年，高齢者に対する福祉活動のほかに，本店の多目的スペースにおいて健康教室，囲碁の会やカラオケの会といったレクリエーションも提供しており，地元の人々の憩いの場ともなっている。同信協の理事長は，信協の規模拡大よりも，組合員との関係性をさらに重視し，地域の福祉増進を図る経営を今後も追求していきたいと語ってくれた。

(3) 礼山（イェサン）中央信協

礼山中央信協（15年７月末現在，総資産590億ウォン［64億9,000万円］，職員12人，２店舗）は79年，カトリック信徒によって設立された（写真３）。農村地域を営業エリアとしており，信用事業のほかに，90年代以降からは畜産用飼料の共同購入事業を実施している（かつては葬祭事業も行っていたが，その

写真３　礼山中央信用協同組合本店の内部

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

後撤退)。同信協では，農地を担保としたビニールハウス建設資金の融資や賃貸住宅融資などを行っており，預貸率は70％と業界平均の60％を上回っている。

同信協の預金利率は他金融機関と比較して低い傾向にあるが，きめ細やかな顧客サービスや文化事業に取り組んでいるため，預金額は増加している。ここでいうきめ細やかな顧客サービスとは，例えば，飼料を配達する場合，他の組織は飼料を顧客宅の門前に運ぶだけであるのに対し，同信協職員は倉庫にまで運ぶようにしているといったことである。また他金融機関は顧客に来店を奨励しているが，同信協では組合員のもとを頻繁に訪問している。このような心遣いや協同組織金融機関ならではの渉外活動を継続することが顧客との親近感を高めることにつながり，支持を拡大している。

同信協が取り組んでいる文化事業とは，65歳以上の組合員を対象に農薬を使わないことを条件とした田んぼの貸出（１世帯に15坪）や女性山岳会，組合員のための運動会や旅行などのイベントを指している。またこれらの取組みに加え，同信協は医療機関と提携し，組合員宅への医師の巡回や，組合員が安く医療サービスを受けるように便宜を図ってもらっている。

おわりに

本稿では，韓国信協運動の歴史的展開と現状を概観した。同運動が歩んだ道は決して平坦なものではなかったが，少なくとも次の２つの点で韓国社会に多大な影響を与えたといえる。

まず第一は，韓国信協は預金取扱金融機関として認められた韓国初の協同組織であり，かつ民間が主導して設立された金融機関である，という点である。なかでも60年代の信協運動の成果として制定された信用協同組合法は，その後の政府主導で設立された韓国農協やセマウル金庫の根拠法のモデルにもなった。また韓国では現在，協同組合基本法が施行（12年12月）され，協同組合の設立がブームとなっているが，信協運動が韓国協同組合のまさにパイオニアとしての役割を担ってきた意義は特筆される。

第二は，Han & Kang（2013）[(注13)]が，①低所得者が中間層へとシフトできるようになった，②急速な経済成長に付随する社会的な不平等の改善にも貢献した，と信協運動の意義を指摘しているように，庶民の生活の質的向上を実現してきた点である。とりわけ，①については60年代当時，財産がなく，信用力の低い低所得者は銀行と取引することが困難であり，年利40％に及ぶ「私的な融資」に依存している状況を社会運動として改善してきたことを指している（同（2013）P26)。また，②については，世宗中央信協の事例でみたように，信協が教育や医療費の一部負担など，行政サービスを先取りした取組みを行うことで，後回しとされてきた庶民の「生活インフラ」を提供してきたことは注目される。

しかし，90年代後半のアジア通貨危機以降，信協の伝統的なビジネスモデルも転換

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

を迫られるようになった。そして近年では，銀行のような効率化と短期的な収益を追求する信協も増加しているという。このような状況が進行するなか，昨今では「原点回帰」や「信協のアイデンティティを意識した経営」が唱えられるなど，信協ならではの競争優位とは何かを模索する動きもある。

一方，本稿では信協における経営戦略として文昌信協，世宗中央信協，礼山中央信協の事例を取り上げたが，これらの信協は小口融資を重視することで安定した経営基盤を確立するとともに，社会貢献活動や組合員に対するきめ細やかな心遣いを継続していくことで組合員のロイヤリティを高めている。このことはグローバリゼーションが急速に進行している韓国社会においても，組合員に真摯に耳を傾け，一歩一歩，地域とともに歩むという姿勢が，実は競争優位を構築していることを意味しており，今日においても設立以来の理念に基づいた経営を行うことが協同組織金融機関の強みであることを我々に再認識させてくれる。

(注13) Han In-soo & Kang Yeon-soo（2013）

＜参考文献＞

- 日本共助組合連合会編（1975）『共助組合諸研究〈Ⅱ〉（自助自立の共同体をめざして）』上智大学社会経済研究所
- ゆうちょ財団ウェブサイト
- Asian Confederation of Credit Unions（1981）*A Glimpse into the Asian Credit Union Movement−A Compilation of the Histories of Credit Unions in Six Asian Countries*, Seoul, Korea.
- Asian Confederation of Credit Unions（1985）"ASIA-CON NEWS", Vol.ⅩⅤ No.1 January-February.
- Asian Confederation of Credit Unions（1986）"A Study of the Interlending Service of the National Credit Union Federation of Korea".
- Association of Asian Confederation of Credit Unions（2001）*The Power of Partnership. Celebration 30th Anniversary 1971-2001.*
- Association of Asian Confederation of Credit Unions（2014）*Annual Report 2013-2014.*
- Han In-soo & Kang Yeon-soo（2013）"A Hidden Contributor to the Korean Miracle: The Korean Credit Union Movement", *Journal of Money and Economy*, Vol.8 No.2, Spring.
- M.M.Coady, *Masters of Their Own Destiny: The Story of the Antigonish Movement of Adult Education Through Economic Cooperation* Harper & Row, Publishers http://coady.stfx.ca/coady-library/MOD.pdf
- National Credit Union Federation of Korea（2015a）*2015 ACCU CEO Workshop & Regulator Conference Paper*.
- National Credit Union Federation of Korea（2015b）*2015 Credit Union Movement in Korea*.

（ふるえ　しんや）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

発刊のお知らせ

「地方創生」はこれでよいのか

JAが地域再生に果たす役割

石田信隆・(株)農林中金総合研究所　編著

2015年11月1日発行　B6判157頁　定価1,400円（税別）（一社）家の光協会

2015年10月15日，JAグループは第27回JA全国大会において，「創造的自己改革への挑戦」を旗印に，「農業者の所得向上」「農業生産の拡大」「地域活性化」の３つの目標に組織を挙げて取り組んでいくことを決議した。この大会決議は８月28日に成立した改正農協法を受けたJAグループの自己改革プランであり，国民が注目するなかで，JAグループは間を置かずに「改革の実践」を求められることになる。

本書は，JAが大会決議を実践していくにあたり，政府が進める「地方創生」政策を正しく理解するなかで，地域において行政とも適切に連携しつつ，さらなる創意工夫をもって「地域活性化」の取組みを推し進めていくヒントを提示することを目的に執筆された。

また，本書は，「地方創生」を含む日本の地域政策の歴史的考察を踏まえたうえで，「内発的な地域再生」の重要性と「協同の力を持つJAこそが地域再生の要の存在である」ことを理論と実例をもって広く内外に示すことも目的としている。

このため，実例編の第２章において，「地域再生に取り組むJA」として，綿密な現地調査に基づき，農業を核とした地域再生に取り組むJAや，中山間地の生活インフラ維持に貢献しているJA，都市部で地域住民と農と食をつなぐ活動を行っているJA等の具体的事例を紹介している。

理論編である第１章と第３章を㈱農林中金総合研究所客員研究員の石田信隆氏が，序章と第２章を㈱農林中金総合研究所が執筆した。

本書が，全国のJAが「創造的自己改革」を推し進める一助となり，JAの力強い総合的な事業・活動を通じて，人々が安心して暮らせる豊かな地域社会が構築されることを期待している。

主　要　目　次

はじめに
序　章　政府の「地方創生」政策を読み解く（㈱農林中金総合研究所）
第１章　「地方創生」で地域は再生できるのか？（石田信隆）
第２章　地域再生に取り組むJA（㈱農林中金総合研究所）
第３章　JAに求められる新しい挑戦（石田信隆）

購入申込先……（一社）家の光協会　　TEL 03-3266-9029（販売）
問い合わせ先……（株）農林中金総合研究所　TEL 03-3233-7700（代表）

談話室

コーポレート・ガバナンス問題は社外取締役制度で解決できるか

最近，経済誌のみならず一般メディアにおいてもコーポレート・ガバナンス（企業統治）に関連した記事・報道が多くなっている。これは東芝の不正会計処理事件に関連しているが，日本企業全体の経営に対して国内外から厳しい眼が向けられるようになった。しかし企業の不正経理や不正取引というコーポレート・ガバナンス関連事件は新しいことではない。数年前のオリンパス社の損失隠し事件やアメリカでの2001年のエンロン社や2002年のワールドコム社の不正事件を記憶している人も多いであろう。

現在コーポレート・ガバナンスに人々の眼が向いているのは，それがアベノミクスの成長戦略の成否を決定する重要な要因であると見ているからである。アベノミクスの第１の矢である積極的な金融緩和政策によって景気が回復基調に戻ったようにみえるが，日本経済が長期的に安定成長軌道に乗るには成長戦略の施策が履行され効果を発揮するかどうかにかかっている。成長戦略の施策の一つがコーポレート・ガバナンスの強化であり，その手段として社外取締役制度などの導入が提言されている。

経済学の教科書では企業は利潤または企業価値を最大化するように経済活動を行うと想定しているが，そうした企業理論では暗黙のうちに，利潤は企業の所有者に帰属し，所有者の利益を最大にするように企業経営者は生産を行っており，その結果所有者の保有資産が最大化されるとしている。企業の所有者が直接経営を行っている小規模個人事業ではそうした想定が当てはまるかもしれないが，大企業は多数の投資家から資金を調達する株式会社制となっている。株式会社は多数の株主から構成されるが，株主の多くは会社経営に直接関与することなく，企業の所有と経営が分離されることになる。これがコーポレート・ガバナンスの問題を生み出すのである。

株主は，直接企業の経営に携わらないが，代理人として取締役を選任し経営を任せる。取締役会は経営上の決定を行い，実質的な経営に携わる執行役員や従業員を監視する。このように株主は間接的に企業をコントロールするとされる。しかし一般的に企業経営に関する情報に関して株主は経営陣と同じ情報を持つことができないため，経営陣の決定や行動を完全に監視・コントロールすることは

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

できない。企業の所有者である株主と経営者の間には情報の非対称性が存在することになる。この非対称情報の下では，経営者の目的が株主の目的と一致しないかもしれず，経営者が株主利益を追求するように事業を進めるとは限らず，コーポレート・ガバナンス問題が生じるのである。

アベノミクスの成長戦略においてコーポレート・ガバナンスの強化策として提言されている社外取締役制度は，企業経営を監視し取締役会を有効に機能させることを意図しているが，所有と経営の分離および株主と経営陣間での非対称情報の問題を解決するのに有効であろうか。企業に健全な経営により長期的利益を追求させることができるのだろうか。

社外取締役の役割は，株主を代表して取締役会のメンバーとなることによって経営陣を監視することであるとされる。そのために社外取締役には企業の利害関係からの独立性が保たれていることが要求され，企業の外部者でなければならない。また社外取締役が取締役会の決定を監視するためには，判断材料となる的確な情報が提供されなければならない。

しかし社外取締役制度を形式的に導入したとしても実効性がないとの批判もある。社外取締役が企業の外部者であるため，経営内容などについて十分な情報を持たない，また適切な情報が提供されない可能性がある。すなわち，社外取締役と内部者との間には情報の非対称性が存在するのである。この問題は一般株主と経営者の間に存在する非対称情報と類似している。さらに一般株主は，社外取締役が託された職務を十全に果たそうとするインセンティブを持っているかを監視しなければならない。したがって社外取締役制度に実効性をもたせるためには，社外取締役の役割の明確化，彼らへの情報提供，および彼らのインセンティブ向上をもたらす企業環境の整備が不可欠である。

これまでのガバナンスの議論は民間企業だけでなくどのような組織についても当てはまる。組織には設立目標がある。組織の運営者は目的達成のために十分な努力を払っているか，構成員のために働いているか，それらを監視するための制度が整っているか。適切なガバナンスはいずれの組織にとっても重要課題となるだろう。

（早稲田大学 政治経済学術院 名誉教授　藪下史郎・やぶした しろう**）**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農協による地方の生活インフラ維持

――金融移動店舗車および診療所――

主事研究員　一瀬裕一郎

〔要　　旨〕

安倍政権の目玉政策の１つである地方創生が2015年度から本格的に動き始めた。地方創生の実現には，買い物，交通，教育文化，医療等，地方で人が暮らし続けるために必要な生活インフラの維持が大前提である。少なくない地方で，農協が生活インフラの担い手として期待されている。実際，本稿で紹介するJA兵庫西，JA福山市のように，地方の生活インフラの担い手となっている農協がある。

とはいえ，生活インフラ機能の提供に関して，農協内で取組みを完結させることや，農協が取組みの前面に出ることが，必ずしも重要なのではない。豊富なノウハウを持つ他組織との連携を進めることや，地域運営組織（RMO）等の組織が主導する取組みを農協がサポートすることが，間断なきインフラ機能の提供に向けて合理的な選択肢である場合も少なくないだろう。

目　次

はじめに
1　地方創生に関する政府の動向
(1)　まち・ひと・しごと創生基本方針2015
(2)　地方創生に関する2015年度当初予算
(3)　改正農協法の成立
(4)　改正農協法の付帯決議
2　第27回JA全国大会決議
(1)　JAくらしの活動のこれまでの総括と今後の方向
(2)　地域実態・ニーズをふまえたJA事業とJAくらしの活動の展開
(3)　「地方創生」への積極的な参画による地域社会づくりへの貢献
3　農協における生活インフラ維持の取組み
(1)　JA兵庫西（兵庫県）
(2)　JA福山市（広島県）
おわりに

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

はじめに

安倍政権の目玉政策の１つである地方創生が2015年度から本格的に動き始めた。地方創生とは，人口急減・超高齢化というわが国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み，地方自治体がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することである。15年１月，政府は地方自治体における地方創生の戦略策定等を強力にサポートするために，地方創生に関する政府内の体制を強化した。(注1)

地方創生に注力しているのは政府や地方自治体等の公的セクターのみではなく，民間セクターもまた各々のやり方で地方創生に取り組んでいる。JAグループでも地方創生という言葉が人口に膾炙(かいしゃ)するはるか以前から，農業振興や産地育成等の営農に関する活動のみならず，高齢者支援や子育て支援等の活動を通じて，地域活性化に取り組んできた。15年10月開催のJA全国大会では，農協の事業を通じた生活インフラ機能の発揮等を盛り込んだ決議が採択され，従前の取組みを今後一層深化させる方針が示された。(注2)

筆者は，政府が旗を振る地方創生の実現には，買い物，交通，教育文化，医療等，地方で人が暮らし続けるために必要な生活インフラの維持が大前提であると考えている。農協が生活インフラの担い手として期待されているところも少なくない。そのような現状認識に立ち，本稿では生活インフラの維持に取り組む農協の具体的事例を取り上げ，農協の取組みが地域で果たしている役割等について検討したい。

本誌15年５月号の拙稿（一瀬（2015））では同様の問題意識から政府とJAグループの姿勢を整理し，具体的な取組事例を紹介した。(注3) 本稿ではその後生じた政府およびJAグループ双方の関連動向を確認したうえで，農協における金融移動店舗車と診療所の事例を取り上げる。

本稿の構成は以下のとおりである。まず，地方創生や農協に関する最近の政府の動向について整理する。次に，今般のJA全国大会決議における生活インフラに関する取組みの位置づけを紹介する。そのうえで，地域の生活インフラの維持に取り組んでいる２つの農協の事例について報告する。最後に，農協が地域の生活インフラの維持に取り組む意義と課題を考察する。

（注１）内閣官房・内閣府（2015）によれば，地方創生総括官等を設置するとともに，内閣府地方創生推進室が地域活性化の事務（特区の認定，補助金の交付等）に加えて地域住民生活等緊急支援交付金の交付や人的支援等も担当することが示された。

（注２）詳しくは全国農業協同組合中央会（2015）を参照。

（注３）本誌15年５月号の拙稿（一瀬（2015））では，農協におけるフェリー運航や図書館運営等の事例を取り上げた。

１　地方創生に関する政府の動向

（1）　まち・ひと・しごと創生基本方針2015

14年12月27日に地方創生の基本目標を盛り込んだ「まち・ひと・しごと創生総合戦

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

略」（以下「総合戦略」という）が閣議決定された。総合戦略は，「人口減少と地域経済縮小の克服」と「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」という基本的な考え方に沿って，①地方での雇用創出，②地方への人口転出，③若者の結婚および子育て，④地域間の連携について，15年度を初年度とする５年間に達成に向けて取り組んでいく数値を含んだ政策目標（政策パッケージ）を掲げた。

次いで15年６月30日には，「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」（以下「基本方針2015」という）が閣議決定された。基本方針2015では，総合戦略で示した政策目標の達成に向けて，15年度に実施する個別具体的な施策を取りまとめている。「ローカル・アベノミクスの実現に向けて」との副題が付けられた基本方針2015に盛り込まれている具体的な施策として，農林水産業の成長産業化（総合戦略の政策目標①のための施策），政府関係機関の地方移転（同②のための施策），「子育て世代包括支援センター」の整備（同③のための施策），都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成（同④のための施策），等が示されている。

（2） 地方創生に関する2015年度当初予算

15年度当初予算において，地方創生関連事業には全省庁で約1.4兆円が計上されている。そのなかで，農協を主管する農林水産省の地方創生関連事業の予算は，約470億円である（第１表）。具体的な事業については，予算額が大きい順に，新規就農・経営継承総合支援事業が194.8億円，森林・林業人材育成対策が61.8億円，農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が61.5億円，等となっている。

第１表　農林水産省の2015年度地方創生関連事業

（単位　億円）

まち･ひと･しごと創生総合戦略における政策パッケージ	事業名	予算額
①地方にしごとをつくり，安心して働けるようにする	新規就農･経営継承総合支援事業	194.8
	6次産業化支援対策	26.8
	担い手確保対策	5.6
	森林･林業人材育成対策	61.8
	資源管理の推進	5
	農林水産物･食品の輸出拡大関連対策	22.9
	日本食･食文化魅力発信プロジェクト	11.1
	鳥獣被害防止総合対策交付金	45.4
②地方への新しいひとの流れをつくる	都市農村共生･対流総合対策	27.5
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	61.5
④時代に合った地域をつくり，安心なくらしを守るとともに，地域と地域を連携する	農村集落活性化支援事業	6
農林水産省の地方創生関連事業予算計		468.4

資料　内閣官房まち･ひと･しごと創生本部事務局
（注）「③若い世代の結婚･出産･子育ての希望をかなえる」については該当事業なし。

創生総合戦略における政策パッケージ別では，「①地方にしごとをつくり，安心して働けるようにする」に分類される雇用関係の事業が，農林水産省所管事業において事業数，予算額ともに最も多い。

（3） 改正農協法の成立

第189回通常国会で農協法の改正案が審議され，15年６月30日に衆議院を通過した後，８月28日に参議院での採決の結果賛成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

多数で可決成立した。

今回の農協法改正は，全中の制度が導入された1954年の改正以来となる約60年ぶりの大改正といわれている。主な改正点は，①農協事業を行うにあたり農業所得の増大に最大限配慮する義務，②組合員等に対して事業の利用を強制することの禁止，③理事の過半数を認定農業者等から選出，④中央会制度の廃止と全中の一般社団法人への移行，⑤公認会計士監査の導入，である。

16年４月１日に改正農協法が施行され，農協系統の組織変革が進む見込みである。

(4)　改正農協法の付帯決議

前項で述べた改正農協法の審議において，衆参両院の農林水産委員会で付帯決議がなされた。付帯決議の中には，「准組合員の利用の在り方の検討に当たっては，正組合員・准組合員の利用の実態などを適切に調査するとともに，地域のための重要なインフラとして農協が果たしている役割を十分踏まえること」との文言が盛り込まれている。

この付帯決議は，農協が組合員をはじめとする地域に暮らす人々にとって生活に不可欠なインフラとして機能していることが，委員会審議とはいえ国会内で確認されたことを意味している。

2　第27回JA全国大会決議

(1)　JAくらしの活動のこれまでの総括と今後の方向

15年10月の第27回JA全国大会で「創造的自己改革への挑戦～農業者の所得増大と地域の活性化に全力を尽くす～」（以下「第27回決議」という）と題する決議が採択された。

第27回決議では，「豊かでくらしやすい地域社会」の実現に向けて，全国の農協が「地域くらし戦略」を策定し実践することとした前回の第26回JA全国大会決議について，その成果と課題を総括している。地域くらし戦略を策定した農協の割合は53％にのぼり，JAくらしの活動が「一定程度進展」したと評価する一方で，「戦略に基づいた施策の実践は不十分」と課題を指摘する。それを踏まえ，「豊かでくらしやすい地域社会の実現に向けて，（中略）今後も引き続き，地域実態をふまえ，総合事業によるインフラ機能発揮，くらしの活動等に取り組む必要」があると，16年度から18年度まで３年間の取組方向を示している。

そのような方向で取組みを進めた先にあるJAグループの目指すべき姿として，「総合事業を通じて地域の生活インフラ機能の一翼を担い，協同の力で豊かでくらしやすい地域社会の実現に貢献している姿」を描いている。

そして，第27回決議では「組合員の営農とくらしの課題に向き合う事業・組織活動を通じて，農業振興による地域の雇用や所得への貢献，生活インフラ機能の発揮，地域コミュニティの活性化等による『地域の活性化』に取り組むことが必要」との認識の下に，以下の２つの項で述べる２つの柱で取組みを進めることとしている。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(2) 地域実態・ニーズをふまえたJA事業とJAくらしの活動の展開

第１は,「地域実態・ニーズをふまえたJA事業とJAくらしの活動の展開」である。

農協はくらしの活動において，支店を核に組合員や地域住民のニーズを把握したうえで,「全国多数の拠点を活用した総合事業（営農・経済，生活・購買，信用，共済，厚生，旅行，介護，直売・加工等）を通じて，組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を発揮」することとしている。

また，連合会については,「地域社会が抱える生活課題に柔軟に対応した地域貢献活動を拡充」し，特に「信連・農林中金等は，過疎地等への金融サービスの提供（地域貢献）及び災害時の金融機能維持の観点から，JAにおける移動店舗の導入を促進」することとしている。

(3) 「地方創生」への積極的な参画による地域社会づくりへの貢献

第２は,「『地方創生』への積極的な参画による地域社会づくりへの貢献」である。

農協は，地方創生について「行政や他団体と連携して地域社会・農業のグランドデザインである『地方版総合戦略』の策定・実践に取り組み，豊かでくらしやすい地域社会づくりに貢献」することを打ち出している。また，地方版総合戦略では,「『食と農を基軸として地域に根ざした協同組合』として今後とも農業と地域の振興に十分な役割を発揮」するという農協の位置づけの明確化を目指す。

以上述べたように，第27回決議では，生活インフラの維持と地方創生への参画が，農協の重点課題の中に盛り込まれている。

3 農協における生活インフラ維持の取組み

改正農協法の付帯決議でも，第27回決議でも，農協の生活インフラとしての役割に言及されている。本節では，そのような生活インフラの中でも，金融インフラの維持に取り組むJA兵庫西，医療インフラの維持に取り組むJA福山市の２JAについて，ヒアリング調査に基づき，具体的な取組みの内容を紹介したい。

(1) JA兵庫西（兵庫県）

a 地域の概要

JA兵庫西は，01年４月に中・西播磨地域の９JAが合併して発足した(注4)。当JAは，姫路市，相生市，赤穂市，宍粟市，たつの市，市川町，福崎町，神河町，太子町，上郡町，佐用町の５市６町を管内とする。

管内の人口は84万人であり，うち50万人が姫路市に集中している。

管内では高齢化が進んでいる市町が多い。管内市町の高齢化率（15年２月１日現在）は，佐用町が37.0％で最も高く，次いで上郡町（34.0％），神河町（33.9％）の順である（第１図）。兵庫県全体（26.3％）よりも高齢化率が低い市町は福崎町（26.0％），姫路市（24.8％），太子町（23.9％）の３市町のみである(注5)。

なお，当JAの組合員数は105,984人（15年

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第１図　JA兵庫西管内市町の高齢化率
（2015年2月1日現在）

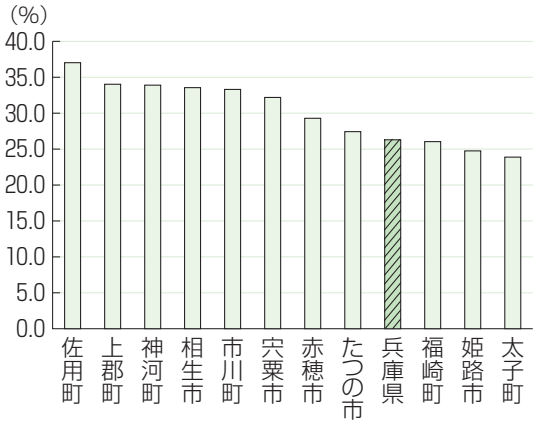

資料　兵庫県「高齢者保健福祉関係資料」

３月末現在），内訳は正組合員が53,244人，准組合員が52,740人である。中山間地域の正組合員世帯では，跡継ぎが都市部に出て離農することがあり，正組合員数は近年減少傾向で推移している。

管内の主要作物は米であり，主食用米として「コシヒカリ」「キヌヒカリ」「ヒノヒカリ」「きぬむすめ」等が生産されている。また，当JAは地元の醤油メーカーや製粉会社と契約して，原料の小麦・大豆を管内で生産・出荷している。さらに，管内ではイチジクやユズ等の果樹，サツマイモやジャンボピーマン等の野菜も生産されている。

当JAの農産物受託販売高（14年度）は5,328百万円であり，品目別では米が1,415百万円，野菜・果樹が2,782百万円等である。野菜・果樹はJAの直売所での販売高が1,878百万円と大きい。また，直売所では，管内の原料を用いて製造されたイチジクのジャムや柚子の果汁等の加工品も販売されている。

（注４）合併した９JAは，JA姫路市，JA姫路西，JA飾磨，JA神飾，JA神崎郡北，JA西播磨，JA揖龍，JA佐用郡，JAしそう，である。

（注５）福崎町は姫路市の北に隣接する町で，中国自動車道，播但連絡道路，国道312号，JR播但線福崎駅が通っており，通勤や通学で姫路市へのアクセスが良い。太子町は姫路市の西に隣接した瀬戸内海に近い平坦な地域の町であり，姫路市，たつの市へのアクセスが良い。このような条件が相対的に低い高齢化率の背景にある。一方で中山間地域を多く抱える他の市町の高齢化率は兵庫県全体よりも高い。

b　金融移動店舗車「にっしい号」の運行

(a)　にっしい号運行の契機

９JAが合併し当JAが設立されて以降，数回の支店再編を実施した。再編によって支店数は，04年度末の104支店７子店１分室から10年度末には62支店14子店へと減少し，その後14子店が廃止され，現在では62支店である。

にっしい号の運行については，子店の再編を契機として始まった（写真１）。子店を廃止した地域を巡回し，地域の組合員を中心とした利用者に対して金融サービスを提供することを目的に，にっしい号が13年４月に神飾地区へ，５月に揖宍地区へ，６月に佐用地区へ，１台ずつ順次導入された。(注6)

子店を廃止し，にっしい号の巡回に切り替える地域において，JAは利用者に対して

写真１　にっしい号

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

丁寧に事情を説明し，合意を取り付けた。利用者からは，子店廃止によって利便性が損なわれることを懸念する意見がある一方で，にっしい号の巡回によってむしろ利便性が向上することを期待する意見も寄せられたという。

（注６）合併前のJA佐用郡でも移動金融車ひまわり号が運行されていたが，業務はオフラインの信用取次ぎのみであった。

（b） にっしい号運行の内容

にっしい号はそれぞれ，運転手１人，窓口担当者２人，渉外担当者１人の計４人の職員で運行している。窓口担当者は管理母店の職員の中から特に高齢者への接客に秀でている職員を選抜している。渉外担当者は巡回する地域を管轄している支店の職員である。

にっしい号の車両は，２ｔトラックに信用事業端末や衛星回線等の装備を搭載し，固定店舗と同様な接客カウンターを設える等，専門業者に発注したものである。(注7)

にっしい号は管理母店から出発し，曜日ごとに定められたルートを巡回する。停車場所はJAの支店の跡地や公民館の敷地等が多い。(注8)

停車場所１か所あたりのにっしい号の利用者数は，最大で10～15人程度である。主な利用者は60歳代以上の女性であり，平均的な利用頻度は月１～２回である。なお，JAでは，13年の運行開始後に，利用者数を基準にして，運行ルートを既に一度見直した。

（注７）にっしい号の車装はオオシマ自工に発注。価格は車両費込みで１台約3,000万円。

（注８）総務省の報告書（総務省（2015））に載っているふれあいマーケット（長谷マーケット）は元々JA支店があった場所。なお，ふれあいマーケットは住民出資のコンビニエンスストアで食料品と生活用品を扱う。ふれあいマーケットはTVの取材も受けた。

（c） にっしい号運行の特徴

確かに利用者は高齢者が多いが，利用者は年金の引き出しだけでなく，定期貯金の更新，税金の収納，公共料金の支払い等でも，にっしい号を利用している（写真２）。

また，にっしい号では，共済掛金の入金や購買未収金の支払い等の取次ぎ等，共済事業や経済事業の業務にも対応している。これらの取次ぎでは，同行する渉外担当者が受け付けて，即日支店の担当者へ取り次ぐ。取次ぎの中には，米，種子，農具の注文等の営農に関するものもある。

また，にっしい号ではパンやカップ麺等，長期保存可能な食品も販売している。にっしい号が巡回する地域にコンビニエンスストアは皆無に等しく，個人商店も少ないため，にっしい号での物販は利用者に重宝されている。(注9)

にっしい号を運行している３地区で，JA

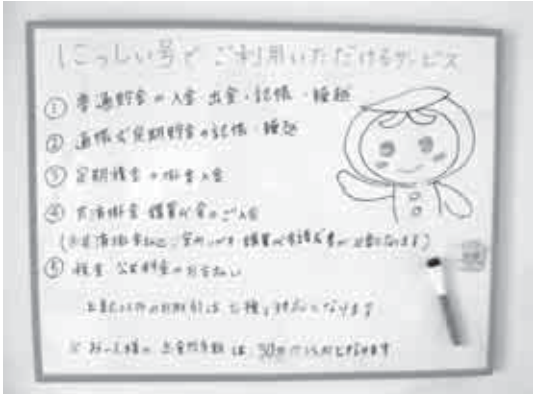

写真２　にっしい号のサービス

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

は15年３月に金融移動店舗車運営検討会を開催した。検討会には，地区の理事，総代，支店長，利用者が出席し，巡回ルート等にっしい号の運行をめぐる諸課題について情報共有を図った。また，JAは支店運営協議会を毎年４月，10月に開催しており，にっしい号等の信用事業のみならず，生活事業や営農事業に関しても地域の状況を詳細に把握するよう努めている。

(注９) にっしい号の巡回地域の一部では，地元の生協が小規模に移動販売を行っている。

(d)　にっしい号運行の成果と課題等

にっしい号の成果は，その運行を通じて利用者の本音を聞くことができ，地域の状況を事細かに把握できていることである。にっしい号を運行することによって，子店廃止後も，JAと組合員との関係が維持されている。また，JAからはにっしい号だけでなく，渉外担当者やふれあい訪問係[(注10)]が組合員の所まで出向くようになっており，組合員と直接顔を合わせる機会は従前よりも増えている。

にっしい号の課題は，利用者数が事前予想を下回っていることである。３地区で開催された運営検討会では，運行の周知が十分でない，高齢化によって50m先の巡回場所へ行けない利用者もいる等の意見が出され，それらの課題解決策や運行方法の見直し等の検討が必要な状況である。

とはいえ，にっしい号の採算が合わないことを，JAは事前から承知していた[(注11)]。組合員や利用者の所まで出向き地域貢献することがにっしい号の最大の目的であり，相応の役割を果たせていると，JAでは認識している。

今後，さらに高齢化が進むと，交通弱者がますます増加する見通しのなか，にっしい号の取組みを強化する方針である。具体的には，中山間地域以外に居住する高齢者のために，将来的には都市部でもにっしい号を運行したいと考えている[(注12)]。

(注10) JAではふれあい訪問係を13年に設置した。同係はJAのOBである嘱託職員が務め，組合員向けにJAの情報発信，安否確認，御用聞き，世間話等を担当する。同係は特定の部署に所属しておらず，業務目標はなく，組合員の所へ出向いていくことが任務であり，担当地域の全ての組合員世帯（400～500世帯）を訪問している。

(注11) にっしい号自体の収支は赤字だが，固定店舗を維持した場合と比較すればコスト削減に寄与している。特に人件費に関しては削減効果が大きい。固定店舗を維持した場合には14店舗×（４～５人／店）＝約60人の人員が必要だが，にっしい号では３台×（４人／台）＝12人＋αの人員で済む。

(注12) 既に中山間地域以外での移動店舗に取り組んでいる例がある。例えば，みなと銀行は神戸市のポートアイランドで移動店舗（みなとキャビン）を運行している。

(2)　JA福山市（広島県）

a　地域の概要

JA福山市は，03年４月に広島県東部の６JAが合併して発足した[(注13)]。当JAは，福山市，府中市，神石高原町の２市１町を管内とする。

管内の人口は52万人であり，うち46万人が福山市に集中している（第２表）。

管内市町の高齢化率（15年１月１日または７月末日現在）は，神石高原町が44.6％と最も高く，次いで府中市（33.6％）となっている。福山市の高齢化率は26.0％であり，広島県全体よりもわずかに低い。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

とはいえ，後述する常金丸診療所が立地する福山市新市町に限ってみると，その高齢化率は31.2％と県全体より高い。また，新市町では最近５年間に人口が307人減少した一方で，高齢者は713人増加し，高齢化率は3.8ポイント上昇した（第３表）。新市町は福山市街から芦田川および神谷川に沿って20kmほど上流へ遡った川筋に位置する中山間地域であるため，若年層の他出等により高齢化と過疎化が併進しているものとみられる。

管内農業については，北部の中山間地域で稲作と畜産の生産が盛んであり，南部の都市部では労働集約的な園芸が盛んである。

稲作では，既存品種のヒノヒカリに加えて，15年３月に品種登録したばかりの高温障害に強い「恋の予感」をJA管内では先駆的に作付けしている。

畜産では，神石高原町で肉牛の繁殖から肥育まで行われ，地域ブランドの神石牛として販売されている。

園芸では，福山市が生産量日本一である正月食材のクワイをはじめ，08年の洞爺湖サミットで各国首脳に供されたピオーネおよびシャインマスカットといったブドウ等も生産されている。

当JAの農産物販売品取扱高（10年度）は2,553百万円であり，品目別では米が401百万円，野菜が656百万円，果実が934百万円等である。

第2表　JA福山市管内の高齢化率

（単位　人，％）

	総人口 (a)	高齢者人口 (b)	高齢化率 (b/a)
広島県	2,869,159	763,304	26.6
福山市	471,866	122,880	26.0
新市町	21,104	6,580	31.2
府中市	41,747	14,030	33.6
神石高原町	10,000	4,459	44.6

資料　広島県「各市町別高齢化率」，福山市「町別人口一覧表」
（注）　福山市および新市町は15年7月末現在。他は15年1月1日現在。

第3表　新市町の人口変化

（単位　人，％，ポイント）

	10年7月末 (a)	15.7 (b)	増減 (b-a)
全年齢人口	21,411	21,104	△307
高齢者人口	5,867	6,580	713
高齢化率	27.4	31.2	3.8

資料　福山市「町別人口一覧表」

(注13) 合併した６JAは，JA福山市，JA松永市，JA沼隈，JA神辺，JA福山北，JA神石高原である。

b　常金丸診療所の運営

(a)　常金丸診療所開設の契機

常金丸診療所（以下「当診療所」という）は1933年（昭和８年）に行政によって開設された病棟に端を発するといわれている。第二次世界大戦後に当診療所の運営が行政からJAへと移管された。

それ以降JAが合併を重ねるなかでも当診療所は維持され，現在まで全国に数例しかないJAが運営する診療所の１つとして存在し続けている(注14)。当診療所は既に80余年の歴史を刻み，地域住民の健康維持に欠かせない重要な役割を果たし続けている。

JAは当診療所を，組合員や地域住民に対する健康相談や早期診断・治療を通じた健康増進の場として位置付けている。

(注14) 他の例としては一瀬（2015）で紹介したJAハリマのみどり診療所等がある。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(b)　常金丸診療所の内容

当診療所は地域住民の健康維持を担う総合診療所として，内科，整形外科を中心に診察を行っている（写真３）。当診療所の患者に多い疾病は，生活習慣病，認知症，変形性関節症，軽度な外傷，骨折等である。高齢者の患者が非常に多いので，先に述べたような加齢に伴う疾病が多くなっている。具体的には，受診する患者の95％が65歳以上の高齢者であり，80％が75歳以上の後期高齢者である。

当診療所の診察日時は，月曜日から金曜日までの９時～12時および15時30分～17時30分と，毎月第１土曜日の９時～12時である。また，平日の14時～15時30分には，当診療所まで通院するのが難しい患者に対して，往診を行っている。

当診療所の常勤スタッフは，院長の医師１人，看護師２人，事務員２人という体制である。台湾出身の周院長は５代目の院長であり，身分はJAの嘱託職員である。(注15)

当診療所では，整形外科が専門である院長の指示のもと，看護師および理学療法士（週１回勤務）がリハビリを実施している。また，当診療所での看護師の業務は，ギプス，レントゲン，リハビリの介助，点滴，採血，注射等の医療処置に加え，がん検診や往診への同行等，多岐にわたる。

写真３　常金丸診療所の全景と玄関

(注15) 院長の紹介は周（2012）を参照。

(c)　常金丸診療所の特徴

当診療所は患者に対して通常の診察や往診だけでなく，地域の学校や企業に対して児童生徒や従業員の健康管理も担当している。院長は診療所近くにある常金丸小学校の校医を務め，児童生徒の定期健診や予防接種，教員の健康相談を引き受けている。

また，当診療所の近隣にはデニム生地を製造しているアパレル企業があり，院長はこの企業の産業医も務めている。この企業には中国人従業員が多く，中国語で意思疎通ができる院長は従業員から厚い信望を集めている。

その他にも院長は，府中市医師会の理事や，福山市医師会が開設している夜間診療所の当番医師，福山市の障がい者認定の審査等，公的あるいは社会的な業務も幅広く担当している。

さらに，高齢者の看取りも院長の重要な仕事である。万が一，看取られずに亡くなると，警察の検死を受けねばならなくなる。それゆえ，院長は，同居家族の有無を問わず，地域に暮らす高齢者の在宅死を看取っている。高齢者からは，「診療所があるから，この集落を出て行かずに安心して生活できている」「自宅で最期を先生に看取ってほし

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

い」等の，当診療所に信頼を寄せる声が聞かれる。

(d)　常金丸診療所の課題その他

当診療所が直面する主な課題は，以下の２点である。

第１に，地域の人口が減少していることである。人口の減少は受診患者数の減少につながり，ひいては診療収入の減少をもたらす。年度ごとの延べ患者数は，10年度の14,391人から14年度の10,413人へと，最近の５年間に約３割減少した（第２図）。診療収入の減少という厳しい環境の中でも，JAは今後も診療所を維持する方針である。あわせて，17年の診療報酬改定を見据え，収益源となる介護保険事業とセットで運営することも検討すべきだろうという考えもJAの中にはある。高齢化が今後一層進む下で，ロコモティブシンドローム（運動器症候群），サルコペニア（加齢による筋力弱化），フレイル（心身の虚弱）等の患者が増える見通しであり，介護のニーズが増大すると予想されるからである。

第2図　常金丸診療所の延べ患者数の推移

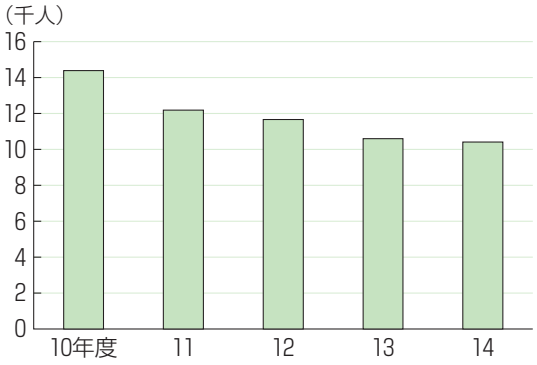

資料　JA福山市資料

第２に，常勤スタッフの確保である。当診療所では，膨大な業務を少数の人員で担っている。かつて当診療所には４人の看護師が在籍していたが，現在は２人の看護師で業務を行っており，業務の負担が増大している。良質な医療サービスを地域に提供するためには人員の確保が課題であり，当診療所では看護師等のコメディカルの募集はハローワークを利用して行っている。

課題の一方で，JAが診療所を開設する利点も勿論ある。それはJAが当診療所の経営管理を担当していることである。JAとの役割分担によって，院長や看護師は診療所経営に煩わされることなく，本業である医療に専念できる環境にある。

JA管内には，急患にも対応できる病院として寺岡記念病院，福山市民病院，福山医療センターがある。これらの病院やJA広島厚生連の３病院等と連携しながら，当診療所は地域医療の一端を担い，地域の人々の暮らしを支えている。

おわりに

本稿では，地域農業や農協に関する政府の最近の動きを整理するとともに，農協が地域の生活インフラ維持でどのような役割をこれまで担い，そして今後も担っていくのかについて，JA全国大会決議から読み解いた。そのうえで，農協が地域で生活インフラとして機能している具体的な２事例を紹介した。

政府の最近の動きについては，地方創生

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

に関する施策が本格的に始動した。また，国会では60年ぶりに農協法が大幅に改正された。ただし，改正農協法の付帯決議で，農協が「地域のための重要なインフラ」であると指摘していることは，瞠目（どうもく）に値するだろう。

JA全国大会の第27回決議では，地域における農協の今後のあり方として，「組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を発揮」とともに，「『地方創生』への積極的な参画による地域社会づくりへの貢献」をうたっている。

これらの政府や農協の方針は15年に示されたが，それ以前から地域のインフラとしての役割を発揮してきた２つの事例を取り上げ，具体的内容を紹介した。JA兵庫西は金融移動店舗車にっしい号を通じて，JA福山市は常金丸診療所を通じて，地域に欠かせない金融および医療インフラをそれぞれ担っている。

農協が地域のインフラとしての機能を担うことには，組合員をはじめ地域住民の暮らしを支えるという明らかな意義がある。その一方で，農協によるインフラとしての取組みでは，その持続可能性が最大の課題である。この点は専門家も指摘している。例えば，著名な中山間地域研究者である小田切（2015a）は，「近年，地域運営組織（RMO＝Regional Management Organization）と呼ばれる新しい住民自治組織が，西日本を中心に生まれはじめている（注16）。例えば，地域のAコープ店，JA-SS等の撤退で困った住民が，自ら出資し店を作れないか議論し，直接経営に至った例も多く生まれている。このプロセスからも，農協の生活事業等は，農山村とりわけ過疎地域を支えるインフラの役割を果たしていることがわかる。農協撤退で最後のインフラがなくなってしまい，住民自ら経営せざるを得ないという状況をどう考えるのか。RMOは間違いなく地域協同組合そのものであり，それを住民自身が旗揚げしている。農協が撤退してそれができるということは一体何を意味しているのかを考えるべきだと思う。」と述べ，農協が地域のインフラを担ってきたことを評価するとともに，今後のあり方について問題提起している。

そうした観点から，農協が今後も間断なくインフラ機能を提供し続けていくための必要十分条件は何か，農協の取組みを継続するためにRMOや行政，企業等の地域に存在する他組織とどのように協同していくか，等の論点についての検討が必要であろう。今後さらに事例調査を積み重ねて検討を深めたい。

筆者は現時点で，農協が地域住民や組合員との緊密な意思疎通によってニーズを的確に把握しニーズにフィットする取組みを行うことと，取組みの効果を検証しニーズへのフィット度合いがより高い取組みへ進化させていくことが，間断なきインフラ機能の提供を支えると考えている。

また，筆者は，インフラ機能の提供について，農協内で取組みを完結させることや，農協が取組みの前面に出ることが，必ずしも重要だとは考えていない。豊富なノウハ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ウを持つ他組織との連携を進めることや，RMO等の他組織が主導する取組みを農協がサポートすることが，間断なきインフラ機能の提供に向けて合理的な選択肢である場合も少なくあるまい。(注17)

(注16) 今回取り上げたJA福山市管内にも，JA女性部メンバーが中心となり地域の住民とともに立ち上げたRMO「キラリやまの」がある。キラリやまのでは，地域でスーパーを運営するとともに，高齢の買い物弱者や交通弱者を支援する事業を行っている。詳しくは，「[フロントライン備後]　唯一の商店…住民が守る　福山市山野「キラリやまの」自主営業10年目へ　送迎や配達好評　地元産品も販売」中国新聞（2015年７月９日付）等を参照。

(注17) 生協やコンビニと連携して，農協が生活インフラ機能の提供を行っている事例がある。詳細は，一瀬（2011c，2014）を参照。

＜参考文献＞

- 石田信隆・農林中金総合研究所（2015）『「地方創生」はこれでよいのか JAが地域再生に果たす役割』家の光協会
- 一瀬裕一郎（2010）「条件不利地域の買い物難民と協同組合」『農林金融』11月号
- 一瀬裕一郎（2011a）「『買い物難民』問題に対する協同組合の取組みと意義」『農業協同組合経営実務』第66巻第３号
- 一瀬裕一郎（2011b）「条件不利地域の買い物難民と農業協同組合」『都市計画』第60巻第６号
- 一瀬裕一郎（2011c）「協同組合間提携による買い物難民支援──JAひがしかわ（北海道上川郡東川町）──」『農中総研 調査と情報』Web誌11月号
- 一瀬裕一郎（2014）「セブンイレブンと連携したJAの事業展開──JAあしきたの買い物難民支援──」『農中総研 調査と情報』Web誌３月号
- 一瀬裕一郎（2015）「地方創生と農業協同組合──地方の生活インフラ維持の担い手として──」『農林金融』５月号
- 小田切徳美（2014）『農山村は消滅しない』岩波書店
- 小田切徳美（2015a）「“田園回帰”サポートするJAへ」『日刊アグリ・リサーチ』第12559号
- 小田切徳美（2015b）「地方創生とは何か──JAの視点から──」『農林金融』10月号
- 坂本誠（2014）「『人口減少社会』の罠」『世界』９月号
- 周鉅文（2012）「院長リレーインタビュー（263）診療所を気軽に集える場にしたい」『文化連情報』第416号
- 首相官邸（2014）「まち・ひと・しごと創生法の概要」
- 杉田聡（2008）『買物難民──もうひとつの高齢者問題』大月書店
- 全国農業協同組合中央会（2011）「地域のライフラインを担うJA」『月刊JA』第57巻第４号
- 全国農業協同組合中央会（2012）「『次代へつなぐ協同』～協同組合の力で農業と地域を豊かに～第26回JA全国大会決議（全体像）」
- 全国農業協同組合中央会（2015）「創造的自己改革への挑戦～農業者の所得増大と地域の活性化に全力を尽くす～第27回JA全国大会決議」
- 総務省（2015）「『小さな拠点』の形成に向けた新しい『よろずや』づくり」（「公民連携によるまちなか再生事例に関する調査研究事業」報告書）
- 高梨子文恵（2014）「農村の構造変化と「小さな協同」──農協と地域協同組織の連携の可能性──」『協同組合研究』第34巻第１号
- 田渕直子（2003）『ボランタリズムと農協　高齢者福祉事業の開く扉』日本経済評論社
- 内閣府地方創生推進室（2014）「地域再生法の一部を改正する法律」
- 内閣官房・内閣府（2015）「地方創生の本格的な推進に向けた体制強化」
- 西川美和（2009）『きのうの神様』ポプラ社
- 日本アプライドリサーチ研究所（2014）「地域における農協の役割に関する自治体調査～調査結果の概要～」
- 日本経済再生本部（2014）「『日本再興戦略』改訂2014──未来への挑戦──」
- 増田寛也（2014）『地方消滅 東京一極集中が招く人口急減』中央公論新社
- 増田寛也（2015）『地方創生ビジネスの教科書』文藝春秋
- 山下祐介（2014）『地方消滅の罠：「増田レポート」と人口減少社会の正体』筑摩書房
- 山下祐介・金井利之（2015）『地方創生の正体：なぜ地域政策は失敗するのか』筑摩書房

＜参考WEBサイト＞

- 全国農業協同組合中央会　http://www.zenchu-ja.or.jp/
- 兵庫西農業協同組合　http://www.ja-hyogonishi.com/
- 福山市農業協同組合　http://www.jafukuyama.or.jp/
- まち・ひと・しごと創生本部　http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/

（いちのせ　ゆういちろう）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

書籍案内

EUの農協
役割と支援策

ヨス　ベイマン
コンスタンチン　イリオポウロス
クライン　J　ポッペ　　編著
株式会社農林中金総合研究所
海外協同組合研究会　訳

A5判237頁　定価2,500円（税別）農林統計出版（株）

本書はEU加盟諸国の農業協同組合について包括的な情報を提供するものである。日本語のこの種の書籍としては十数年ぶりであり，欧州北西部における合併進捗・国際化・外部資本利用や，2000年以降に加盟した中東欧諸国における農業者の組織化の遅れなど，この間の変化が包括的に捉えられている点が大きな特色である。

EUでは近年，小売や食品など川下部門に対する農業部門の地位を高めることが課題となっており，その主要な対策の一つとして協同組合など農業者の組織化とそうした組織の権限強化に注力している。農産物の生産や価格の決定を市場に委ねる方向で共通農業政策の改革が進む一方，小売や食品など川下部門では少数の大企業への集中が強まっているためである。

EUの行政府にあたる欧州委員会は農協への支援策を検討する基礎情報を得るために，EU全体および加盟各国における農協の実情と既存の政策を調査するための大型研究を委嘱した。研究はワーゲニンゲン大学を中心とするEU各国の大学・研究機関からなるコンソーシアムによってなされ，78冊の各種報告書（国別，農業部門別，各種テーマ別など）が作成された。本書はそれらに基づく最終報告書の全訳である。

本書では制度的環境，フードチェーンにおける地位，内部ガバナンスをおもな分析軸として，農協の発展の現段階と支援策の状況を分析している。その結果，農協の果たしている役割や，法制度の柔軟性や解釈上の安定性が重要であること，社会関係資本と人的資本の重要性などが示された。

主　要　目　次

第１章　はじめに
第２章　プロジェクトの構成と方法論
第３章　EU加盟諸国における農業協同組合の概況と統計
第４章　農業の８部門における協同組合の実績
第５章　内部ガバナンス
第６章　フードチェーンにおける地位
第７章　国際協同組合と多国籍協同組合
第８章　制度的環境：歴史，社会および文化的側面
第９章　制度的環境：法的側面と政策支援措置
第10章　主な結論および対抗力に関する合意
第11章　実務に関する結論

購入申込先……農林統計出版（株）　TEL 03-3511-0058
問い合わせ先……（株）農林中金総合研究所　TEL 03-3233-7700

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(47)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(47)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(47)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(48)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(48)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(48)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(50)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(50)
9. 金融機関別預貯金残高　……(51)
10. 金融機関別貸出金残高　……(52)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3233）7745
ＦＡＸ 03（3233）7794

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2010. 9	**39,237,598**	**5,576,231**	**25,131,728**	**817,123**	**46,042,647**	**12,142,184**	**10,943,603**	**69,945,557**
2011. 9	**41,590,419**	**5,246,668**	**21,542,196**	**3,387,499**	**39,529,581**	**14,475,040**	**10,987,163**	**68,379,283**
2012. 9	**43,186,231**	**4,858,349**	**24,132,523**	**611,315**	**44,806,147**	**15,883,042**	**10,876,599**	**72,177,103**
2013. 9	**48,495,114**	**4,307,322**	**27,300,066**	**6,146,625**	**49,899,693**	**16,477,210**	**7,578,974**	**80,102,502**
2014. 9	**51,165,453**	**3,811,636**	**32,734,966**	**8,355,119**	**54,344,875**	**18,183,325**	**6,828,736**	**87,712,055**
2015. 4	53,674,432	3,532,619	31,908,375	7,786,064	56,551,511	19,194,912	5,582,939	89,115,426
5	54,040,572	3,501,545	33,895,685	8,070,503	58,774,342	18,850,739	5,742,218	91,437,802
6	54,215,746	3,470,780	35,334,452	10,211,234	58,787,179	18,620,376	5,402,189	93,020,978
7	54,374,193	3,438,644	34,909,927	10,797,213	58,394,802	18,313,798	5,216,951	92,722,764
8	54,359,268	3,406,472	35,611,419	12,516,205	57,686,683	18,395,437	4,778,834	93,377,159
9	54,546,294	3,374,433	38,120,619	12,135,603	60,065,330	18,006,676	5,833,737	96,041,346

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2015年9月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	47,246,148	-	504,278	72	148,796	-	47,899,295
水産団体	1,566,210	-	75,071	1	10,719	-	1,652,000
森林団体	1,499	-	6,427	1	105	-	8,033
その他会員	1,736	-	3,491	-	-	-	5,227
会員計	48,815,593	-	589,267	75	159,620	-	49,564,555
会員以外の者計	295,568	54,633	405,228	83,543	4,121,685	21,083	4,981,740
合計	**49,111,161**	**54,633**	**994,495**	**83,618**	**4,281,305**	**21,083**	**54,546,295**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計 278,104百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2015年9月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	51,421	88,466	71,497	-	211,383
	開拓団体	36	11	-	-	47
	水産団体	9,567	4,783	5,468	20	19,838
	森林団体	1,944	4,524	1,939	29	8,436
	その他会員	95	618	20	-	733
	会員小計	63,062	98,402	78,924	49	240,437
	その他系統団体等小計	65,002	17,592	40,702	-	123,296
	計	128,064	115,994	119,626	49	363,733
関連産業		2,637,952	67,114	948,019	2,605	3,655,690
その他		13,853,661	3,051	130,542	-	13,987,254
合計		**16,619,677**	**186,159**	**1,198,187**	**2,654**	**18,006,677**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

4. 農林中央金

（貸方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2015. 4	5,973,502	47,700,930	53,674,432	42,000	3,532,619
5	6,138,165	47,902,407	54,040,572	-	3,501,545
6	5,834,675	48,381,071	54,215,746	19,000	3,470,780
7	5,688,751	48,685,442	54,374,193	-	3,438,644
8	5,429,449	48,929,819	54,359,268	-	3,406,472
9	5,418,492	49,127,802	54,546,294	400	3,374,433
2014. 9	5,010,878	46,154,575	51,165,453	55,000	3,811,636

（借方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2015. 4	52,866	7,733,198	56,551,511	13,560,851	2,592	-	186,441
5	99,055	7,971,448	58,774,342	13,670,751	2,856	-	193,314
6	52,231	10,159,003	58,787,179	13,660,910	528	-	197,779
7	53,290	10,743,923	58,394,802	13,430,861	509	-	196,535
8	83,325	12,432,879	57,686,683	13,130,875	543	-	197,611
9	93,186	12,042,417	60,065,330	13,261,136	516	-	186,158
2014. 9	70,610	8,284,508	54,344,875	13,342,793	54	-	176,181

（注） 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2015. 4	58,540,230	57,202,008	1,013,189	882,251	1,802,385
5	58,404,464	57,296,488	1,044,515	882,251	1,802,386
6	59,466,132	58,134,274	1,111,757	885,795	1,802,423
7	59,552,827	58,230,460	1,196,970	885,794	1,801,560
8	59,895,317	58,427,729	1,146,456	885,795	1,802,658
9	59,640,771	58,388,867	1,052,143	895,394	1,802,658
2014. 9	57,429,492	56,273,962	1,021,791	898,044	1,787,228

（注） 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2015. 3	30,152,391	63,534,791	93,687,182	492,424	320,858
4	30,410,806	63,630,225	94,041,031	499,926	330,959
5	30,211,631	63,850,705	94,062,336	514,077	344,732
6	30,535,626	64,850,167	95,385,793	488,335	319,457
7	29,941,295	65,339,612	95,280,907	502,993	334,028
8	30,292,532	65,409,200	95,701,732	485,971	317,286
2014. 8	29,291,362	64,363,121	93,654,483	523,136	347,156

（注） 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
720,000	3,327,682	3,425,909	24,392,784	89,115,426
636,000	2,770,603	3,425,909	27,063,173	91,437,802
627,000	3,689,803	3,425,909	27,572,740	93,020,978
698,000	3,644,089	3,425,909	27,141,929	92,722,764
644,000	3,816,616	3,425,909	27,724,894	93,377,159
445,000	3,440,017	3,471,460	30,763,742	96,041,346
676,000	3,598,003	3,425,909	24,980,054	87,712,055

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
17,783,675	1,221,500	3,294	19,194,912	971,556	4,608,791	89,115,426
17,449,876	1,204,097	3,451	18,850,739	922,076	4,817,286	91,437,802
17,176,717	1,242,841	3,038	18,620,376	403,251	4,998,410	93,020,978
16,914,635	1,199,632	2,995	18,313,798	497,282	4,719,160	92,722,764
16,989,519	1,205,519	2,786	18,395,437	443,858	4,334,434	93,377,159
16,619,676	1,198,187	2,653	18,006,676	464,769	5,368,452	96,041,346
16,699,033	1,305,220	2,888	18,183,325	545,595	6,283,088	87,712,055

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
65,465	37,570,570	37,517,195	24,000	535,886	16,930,573	6,703,573	1,592,101
55,590	37,308,801	37,261,813	17,000	541,821	17,006,708	6,721,241	1,596,007
59,226	38,277,191	38,228,523	28,000	552,401	17,173,401	6,741,668	1,639,003
59,818	38,493,356	38,445,212	22,000	559,925	17,064,498	6,730,218	1,629,745
59,036	38,831,206	38,779,806	21,000	560,568	17,023,690	6,751,174	1,630,608
57,500	38,773,894	38,710,467	31,000	571,332	16,908,940	6,713,145	1,642,105
55,704	36,494,899	36,407,237	5,000	503,350	16,894,546	6,728,483	1,584,546

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
393,531	67,758,039	67,526,549	4,239,211	1,739,943	22,586,575	189,299	683
417,162	68,210,913	67,994,016	4,155,731	1,700,436	22,509,302	189,400	681
396,860	67,920,896	67,690,131	4,283,643	1,815,339	22,614,073	185,948	681
420,586	69,230,302	68,996,669	4,336,144	1,856,170	22,605,156	186,081	681
422,464	69,280,329	69,035,663	4,268,059	1,805,562	22,628,939	186,430	681
422,414	69,711,261	69,465,179	4,170,875	1,722,916	22,626,252	186,673	681
409,987	67,143,374	66,887,508	4,338,468	1,717,633	22,875,113	197,084	697

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2015．6	2,252,224	1,580,828	9,023	55,891	15,813	1,687,779	1,666,400	94,240	509,399
7	2,266,363	1,606,305	9,423	55,902	16,169	1,695,298	1,675,911	94,917	510,625
8	2,269,660	1,607,216	10,358	56,040	16,181	1,700,238	1,681,654	93,090	512,597
9	2,286,562	1,617,833	10,823	53,892	16,008	1,725,190	1,704,838	92,053	506,317
2014．9	2,242,722	1,574,724	9,025	55,890	15,841	1,633,915	1,612,022	106,735	537,377

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2015．4	791,365	432,963	97,194	73,704	112,056	6,285	784,964	776,815	400	173,222	9,419	101
5	784,842	426,529	98,394	74,436	111,727	5,751	772,281	762,915	400	174,291	9,276	98
6	790,747	429,166	100,438	75,536	111,601	6,810	773,320	765,126	400	176,464	9,233	98
7	784,128	425,342	99,581	74,487	111,712	5,643	769,278	760,740	400	175,552	9,166	98
2014．7	812,244	454,787	113,392	86,232	115,079	6,706	782,591	774,492	400	196,646	10,920	119

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2012. 3**	**881,963**	**533,670**	**2,758,508**	**2,207,560**	**596,704**	**1,225,885**	**177,766**
	2013. 3	**896,929**	**553,388**	**2,856,615**	**2,282,459**	**600,247**	**1,248,763**	**182,678**
	2014. 3	**915,079**	**556,085**	**2,942,030**	**2,356,986**	**615,005**	**1,280,602**	**186,716**
	2014. 9	930,883	574,295	2,938,653	2,352,975	626,240	1,312,557	191,544
	10	934,021	576,435	2,896,361	2,341,394	622,377	1,309,801	191,171
	11	936,434	578,212	2,953,929	2,365,962	626,967	1,313,620	191,170
	12	946,390	587,064	2,956,635	2,388,408	634,509	1,327,511	193,152
	2015. 1	941,281	582,316	2,951,235	2,377,662	627,281	1,317,574	192,008
	2	942,761	583,407	2,960,465	2,392,515	630,795	1,324,834	192,985
	3	936,872	580,945	3,067,377	2,432,306	632,560	1,319,433	192,063
	4	940,411	585,402	3,037,089	2,431,828	631,893	1,331,482	193,182
	5	940,623	584,045	3,072,706	2,439,564	633,440	1,330,890	192,688
	6	953,858	594,661	3,051,866	2,449,638	640,636	1,345,198	194,900
	7	952,809	595,528	3,035,946	2,422,471	634,219	1,338,859	194,319
	8	957,018	598,953	3,028,583	2,427,893	634,249	1,344,587	194,767
	9	P 952,659	596,408	P 3,030,347	P 2,417,642	P 639,032	1,347,370	195,384
前年同月比増減率	**2012. 3**	**2.8**	**1.4**	**0.6**	**3.9**	**3.6**	**2.4**	**3.3**
	2013. 3	**1.7**	**3.7**	**3.6**	**3.4**	**0.6**	**1.9**	**2.8**
	2014. 3	**2.0**	**0.5**	**3.0**	**3.3**	**2.5**	**2.5**	**2.2**
	2014. 9	2.1	3.9	2.8	2.4	2.9	2.7	2.4
	10	2.0	3.8	2.8	2.7	2.8	2.6	2.4
	11	2.2	3.9	4.1	3.1	3.1	2.9	2.5
	12	2.2	4.1	3.8	2.8	2.9	2.8	2.4
	2015. 1	2.3	4.1	3.3	3.4	3.2	3.1	2.5
	2	2.4	4.2	3.7	3.8	3.4	3.2	2.9
	3	2.4	4.5	4.3	3.2	2.9	3.0	2.9
	4	2.4	4.4	3.8	3.0	2.5	2.8	2.5
	5	2.4	4.1	5.3	3.6	2.7	3.0	2.4
	6	2.3	3.8	4.4	3.5	2.7	3.0	2.4
	7	2.3	3.6	5.6	3.6	2.2	2.8	2.4
	8	2.2	3.4	5.6	3.0	1.8	2.7	2.1
	9	P 2.3	3.9	P 3.1	P 2.7	P 2.0	2.7	2.0

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農　協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2012．3**	**219,823**	**53,451**	**1,741,033**	**1,613,184**	**444,428**	**637,888**	**94,761**
	2013．3	**215,438**	**54,086**	**1,768,869**	**1,665,845**	**448,507**	**636,876**	**95,740**
	2014．3	**213,500**	**52,736**	**1,812,210**	**1,716,277**	**457,693**	**644,792**	**97,684**
	2014．9	211,773	51,440	1,798,698	1,740,914	461,858	649,748	98,615
	10	211,602	52,712	1,794,560	1,736,817	458,189	646,682	98,557
	11	211,516	52,317	1,804,001	1,746,335	460,911	649,429	98,793
	12	210,344	52,649	1,817,060	1,767,492	467,258	655,858	99,587
	2015．1	210,070	52,405	1,804,010	1,764,893	463,907	652,257	99,347
	2	210,123	52,356	1,804,276	1,769,186	464,097	652,728	99,543
	3	209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052
	4	209,144	51,115	1,804,641	1,771,718	464,954	652,934	99,481
	5	210,089	51,252	1,809,069	1,780,588	467,333	655,704	99,680
	6	209,847	51,027	1,824,029	1,783,430	470,963	656,034	99,782
	7	209,997	51,005	1,829,681	1,789,655	470,769	657,631	100,117
	8	209,914	51,206	1,828,012	1,792,171	470,200	658,260	100,281
	9	P 209,310	50,710	P 1,893,122	P 1,810,699	P 481,813	665,344	101,177
前年同月比増減率	**2012．3**	**△1.5**	**△0.3**	**△0.1**	**2.7**	**1.7**	**0.1**	**0.6**
	2013．3	**△2.0**	**1.2**	**1.6**	**3.3**	**0.9**	**△0.2**	**1.0**
	2014．3	**△0.9**	**△2.5**	**2.5**	**3.0**	**2.0**	**1.2**	**2.0**
	2014．9	△1.4	△2.0	0.7	3.5	2.8	2.0	2.6
	10	△1.4	△1.7	1.5	3.7	2.9	1.9	2.7
	11	△1.4	△1.8	1.2	3.6	3.0	2.0	2.6
	12	△1.5	△1.2	0.9	3.8	3.2	2.0	2.7
	2015．1	△1.4	△0.8	0.5	4.1	3.4	2.3	2.8
	2	△1.4	△0.3	0.7	4.2	3.3	2.4	3.0
	3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4
	4	△1.7	△1.2	0.8	4.0	2.9	2.1	2.4
	5	△1.5	△1.4	1.4	3.7	3.1	2.1	2.5
	6	△1.4	△1.0	1.6	3.9	3.6	2.2	2.6
	7	△1.5	△1.2	2.7	3.9	3.6	2.3	2.6
	8	△1.4	△1.4	2.7	3.6	3.1	2.1	2.4
	9	P △1.2	△1.4	P 5.2	P 4.0	P 4.3	2.4	2.6

（注）1 表9 （注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農 林 金 融　第68巻　総 目 次

（2015年１～12月）

Ⅰ　論　調　　Ⅱ　情　勢　　Ⅲ　外国事情　　Ⅳ　談話室
Ⅴ　本　棚　　Ⅵ　講演録　　Ⅶ　座談会　　Ⅷ　シンポジウム

〈2015年テーマ〉

１月号　2015年内外経済・金融の見通し
２月号　地域社会の変化と地域金融機関
３月号　震災復興への取組み――東日本大震災から４年――
４月号　地域農業に果たす農協の役割
５月号　地方創生と農業，農協
６月号　漁業・林業の再生に向けて
７月号　農業・農政改革と現場の視点
８月号　中国農政の新展開
９月号　EUの農業政策の動向
10月号　農協法改正
　　地域資源を活かす
11月号　稲作経営の大規模化と課題
12月号　金融による社会的問題への取組み

〈今月の窓〉

１月号　分水嶺となるべき年を迎えて（専務取締役　柳田　茂）
２月号　被災地の農業復興から考える農業の成長戦略
　　（常務取締役　斉藤由理子）
３月号　東日本大震災から４年を経て（調査第一部長　小野澤康晴）
４月号　農協改革の本質とは（専務取締役　柳田　茂）
５月号　地方をめぐる４つの戦略（常任顧問　岡山信夫）
６月号　「戦後レジーム」と米国との距離感
　　（取締役基礎研究部長　清水徹朗）
７月号　農業・農協改革に想う
　　（兵庫県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長　中村芳文）
８月号　グローバル化への対応と地方創生（調査第一部長　小野澤康晴）
９月号　戦後70年の農協自己改革（専務取締役　柳田　茂）
10月号　「ななつ星in九州」と地域の観光資源の活用
　　（取締役調査第二部長　新谷弘人）
11月号　TPP「大筋合意」と日本農業（取締役基礎研究部長　清水徹朗）
12月号　社会的包摂のための金融（常任顧問　岡山信夫）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

月号　頁

Ⅰ　論　　調

2015年の内外経済金融の展望
——経済再生に向けて再始動する日本経済——
…… 南　武志・山口勝義・木村俊文・王　雷軒・多田忠義… 1　(2)
個人リテール金融をめぐる注目点
——日本再興戦略等において目指す方向と課題——…… 重頭ユカリ… 1　(17)
米の需給構造・生産調整見直しと再生産維持の課題
——米価下落と収支への影響を踏まえて—— …… 藤野信之… 1　(32)
地域金融機関における次世代との関係構築
——相続による預貯金流出への対策—— …… 髙山航希… 2　(2)
カトリック教会が広めた金融組織
——日本共助組合の半世紀—— …… 古江晋也… 2　(15)
グローバル展開で食の安全保障を図る中国
——食肉にみる新戦略の行方—— …… 阮　蔚（Ruan Wei）… 2　(30)
宮城県の津波被災地における農業復旧・復興の現状と課題 …… 内田多喜生… 3　(2)
岩手県における農業復興の取組みと農協の役割
——復興過程で発揮される協同の力—— …… 小針美和… 3　(14)
福島県の農業復興へ向けた課題
——求められる「つながり」の回復—— …… 行友　弥… 3　(30)
農地土壌測定をベースとした生産管理体制の強化
——JAグループ福島の取組みと法整備の必要性—— …… 岡山信夫… 3　(46)
東日本大震災の住宅再建に関する地域差 …… 多田忠義… 3　(62)
農政・農協改革を巡る動向と日本農業の展望 …… 清水徹朗… 4　(2)
JA出資型農業法人の動向と新たな役割…… 内田多喜生・小針美和… 4　(16)
農協営農指導事業と協同農業普及事業の動向と連携の方向性
——実態調査からの接近——
…… 茨城大学 農学部 地域環境科学科 准教授　西川邦夫… 4　(34)
地方創生と農業協同組合
——地方の生活インフラ維持の担い手として——…… 一瀬裕一郎… 5　(2)
なぜ企業の農業参入は増加傾向が続くのか
——地域にみる参入の構造と特徴—— …… 室屋有宏… 5　(20)

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

月号　頁
宮城県内の水産加工業の復旧状況と協同組合の貢献 …… 亀岡鉱平… 6　(2)
高齢漁業者の操業実態と政策課題
…… 帝京大学 経済学部 地域経済学科 教授　加瀬和俊… 6　(16)
国産丸太輸出の伸長要因と競争力 …… 安藤範親… 6　(32)
農業の産業化と地域活性化にむけた農協の取組み …… 岡山信夫… 7　(2)
農地中間管理機構初年度における農地集積の動向
――求められる詳細な分析にもとづく政策評価――…… 小針美和… 7　(20)
農業委員会制度の見直しについて
――「農地の番人」はどこへ向かうのか――　…… 行友　弥… 7　(35)
中国における不足払い制度の模索
――綿花，大豆での試行と成果――　…… 阮　蔚（Ruan Wei）… 8　(2)
中国農業政策金融機関の変貌と課題 ……王　雷軒（Wang Leixuan）… 8　(20)
EUの農村振興政策
――2014～2020年の新たな枠組み――　…… 平澤明彦… 9　(2)
EU生乳クオータ制度の廃止と対応策
――30年間続いた生産調整の終焉――　…… 亀岡鉱平… 9　(19)
農協法の改正について …… 明田　作…10　(2)
地域資源活用による農業展開と地域自給圏の創出
――政策提言「地域資源活用で中山間農業のイノベーションを！」を踏まえて――
…… 蔦谷栄一…10　(16)
農山村の活性化に資する再生可能エネルギー事業の方向性
――求められる地域ガバナンス――　…… 寺林暁良…10　(31)

大規模稲作経営の動向と課題 …… 藤野信之…11　(2)
集落営農組織の経営規模拡大における組織合併の課題 …… 長谷川晃生…11　(22)
EUにおけるマイクロクレジットの動向
――マイクロクレジットへのEUの支援策と新しい取組事例――　…… 重頭ユカリ…12　(2)
韓国におけるクレジットユニオン運動の展開 …… 古江晋也…12　(17)
農協による地方の生活インフラ維持
――金融移動店舗車および診療所――　…… 一瀬裕一郎…12　(32)

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

月号　頁

Ⅱ　情　　勢

2012年度における農協の経営動向 …… 尾高恵美… 2　(48)

国際金融規制改革の動向について

——国内金融機関にも影響を与える規制強化の動き—— …… 髙島　浩… 2　(55)

地方自治体からみた農協の役割

——「地域における農協の役割に関する自治体調査」から—— …… 平田郁人… 4　(46)

漁協による地元消費者との接点づくり

——2014年度漁協アンケート調査結果から——　…… 田口さつき… 6　(42)

人工林皆伐と再造林の動向

——第27回森林組合アンケート調査結果から——

…… 一般財団法人 農村金融研究会 調査研究部長　田代雅之… 6　(51)

地域金融機関の地方創生への取組動向 …… 木村俊文… 8　(31)

2013年度における農協の経営動向 …… 尾高恵美… 8　(38)

肉用牛の生産基盤の動向と強化に向けた取組み …… 平田郁人…11　(35)

築地市場の豊洲移転と移転に向けた準備状況 …… 亀岡鉱平…11　(44)

Ⅲ　外国事情

インドネシアの酪農協同組合

——北バンドン酪農協同組合——

…… 若林剛志 … 8　(45)

古橋　元 <経済協力開発機構(OECD)農業政策アナリスト>

ドイツ・バイエルン州の農業支援システム

…… 坂内　久 <一般財団法人 農村金融研究会 主席研究員>… 9　(46)

清水徹朗

インドネシアのバイオ燃料事情

——バイオディーゼルとパームオイルを中心に——

…… 古橋　元 <経済協力開発機構(OECD)農業政策アナリスト>…10　(46)

若林剛志

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

月号　頁

Ⅳ　談 話 室

老眼鏡と専門家たち …… （株）農林中金総合研究所 代表取締役社長　古谷周三… 1　(30)

コミュニケーションとしての「食」 …… 作家・エッセイスト　森　久美子… 2　(28)

震災復興に逆行する農協改革

…… 福島大学 経済経営学類 教授
うつくしまふくしま未来支援センター 副センター長　小山良太… 3　(28)

地方への人の流れ …… （株）農林中金総合研究所 顧問　小林芳雄… 4　(32)

二地域居住を経験して ……全国町村会 事務総長　石田直裕… 5　(18)

漁業者視点の「浜の活力再生プラン」の実践で水産日本の復活へ

…… 全国漁業協同組合連合会 常務理事　大森敏弘… 6　(30)

地域から信頼されるJAへ…… 神奈川県農業協同組合中央会 会長　髙桑光雄… 7　(18)

中国農業の発展方式の転換

…… 中国共産党中央農村工作領導小組 副組長・弁公室主任
陳　錫文（Chen Xiwen）… 8　(18)

家族農業の定義をめぐって …… 駒澤大学 経済学部 教授　清水　卓… 9　(32)

地方創生とは何か

——JAの視点から—— …… 明治大学 農学部 教授　小田切徳美…10　(14)

協同組合における民主的運営とは

——参加のあり方を考える—— …… 愛媛大学 農学部 准教授　板橋　衛…11　(20)

コーポレート・ガバナンス問題は社外取締役制度で解決できるか

…… 早稲田大学 政治経済学術院 名誉教授　藪下史郎…12　(30)

Ⅴ　本　　棚

アルリンド クーニャ，アラン スウィンバンク　著
市田知子・和泉真理・平澤明彦　訳

『EU共通農業政策改革の内幕』

…… 東京大学大学院 農学生命科学研究科 准教授　安藤光義… 2　(46)

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

月号　頁

Ⅵ　講 演 録

＜講演録＞EUにおける農業協同組合への支援

…… 講師　オランダ・ヴァーヘニンゲン大学 農業経済研究所 研究部長
クライン・J・ポッペ博士… 9　(34)

Ⅶ　座 談 会

＜座談会＞東日本大震災と福島原発事故からの復興と再生：5年目の課題

――すべての被災者の権利回復，生活と生業の再建を求めて―― …… 7　(45)

＜司会＞
寺西俊一（一橋大学 特任教授）
＜出席者＞（発言順）
塩崎賢明（立命館大学 特別招聘教授）
淡路剛久（立教大学 名誉教授）
除本理史（大阪市立大学 教授）
宮入興一（愛知大学 名誉教授）
保母武彦（島根大学 名誉教授）
石田信隆（農林中金総合研究所 客員研究員）

Ⅷ　シンポジウム

＜シンポジウムの記録＞

「地方創生」はこれでよいか？

――都市農村関係から持続可能な日本社会のあり方を問う―― …… 5　(36)

2015年1月31日（土）　会場：一橋大学

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では，全中・全漁連・全森連と連携し，東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を，過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために，ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年３月に開設しました。

東日本大震災は，過去の大災害と比べ，①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと，②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ，広範囲に被害をもたらしていること，に際立った特徴があります。それゆえ，阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても，さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり，それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また，福島原発事故による被害の複雑性は，復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ，本ホームページにおいて，地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより，その記録を将来に残すと同時に，情報の共有化を図ることで，復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2015年11月20日現在、掲載情報タイトル2,619件）

●農中総研では，農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている，東日本大震災に関する情報を受け付けております。
　冊子の保存期限の到来，ホームページの更改や公開データ保存容量等，何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら，ご相談ください。

URL : http://www.quake-coop-japan.org/

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。
送り先　〒101-0047　東京都千代田区内神田１－１－12　農林中金総合研究所
FAX　０３－３２３３－７７９１
Eメール　norinkinyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文，資料，データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015年12月号第68巻第12号〈通巻838号〉12月1日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700
編集TEL 03-3233-7695 FAX 03-3233-7791
URL : http://www.nochuri.co.jp/

発　行
農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所
永井印刷工業株式会社

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/